

令和7年度第1回横須賀市スポーツ推進審議会

日時：令和7年（2025年）6月26日（木）

10時00分～11時00分

場所：横須賀市役所 3号館3階 301会議室

次 第

- 1 横須賀市あいさつ
- 2 諮問
- 3 議題
 - (1) 令和7年度横須賀市スポーツ推進審議会の予定について
 - (2) 令和7年度スポーツ関係事業概要について
 - (3) 令和7年度スポーツ関係事業（予定）について
 - (4) 横須賀市スポーツ推進計画の策定について
- 4 報告事項
 - (1) 「横須賀市が設置する学校にかかる部活動に関する方針」の改定について
- 5 意見交換

令和7年度横須賀市スポーツ推進審議会年間予定について

会議日程	議題等
令和7年6月26日	<p style="text-align: center;">第1回横須賀市スポーツ推進審議会</p> <p><u>議題・意見交換</u></p> <ul style="list-style-type: none">○令和7年度横須賀市スポーツ振興審議会の予定について○令和7年度スポーツ関係事業概要について○令和7年度スポーツ関係事業（予定）について○横須賀市スポーツ推進計画の策定について <p style="text-align: right;">他</p>
令和7年10月予定	<p style="text-align: center;">第2回横須賀市スポーツ推進審議会</p> <p><u>議題・意見交換</u></p> <ul style="list-style-type: none">○横須賀市スポーツ推進計画の策定について（素案）○令和7年度スポーツ関係事業の進捗状況について <p style="text-align: right;">他</p>
令和8年2月予定	<p style="text-align: center;">第3回横須賀市スポーツ推進審議会</p> <p><u>議題・意見交換</u></p> <ul style="list-style-type: none">○横須賀市スポーツ推進計画の策定について○令和7年度スポーツ・関係事業の進捗状況について <p style="text-align: right;">他</p>

令和7年度スポーツ関係事業概要について

【社会体育関係】

スポーツ振興課

No.	事業名	予算額 (単位 千円)	事業内容
1	給与費	89,371	(1) 一般職員 83,695 千円 (2) スポーツ推進審議会委員 398 千円 体育功労者選考委員会委員報酬 67 千円 (3) 会計年度任用職員 1,161 千円 (4) スポーツ推進委員 4,050 千円
2	学校体育施設開放 奨励事業費	6,735	・体育館・武道館・校庭 市立小学校 44 校 (46 か所)、中学校 23 校 (25 か所)
3	市民スポーツ教室	7,332	○委託教室 (20 教室) ・健康体力づくり教室 ・楽しくエアロビック教室 ・太極拳教室 ・ジュニアラグビー教室 ・ジュニア陸上教室 ・小学生水泳教室 ・夏休みジュニア水泳教室 ・なぎなた教室 ・夏季ジュニアソフトテニス教室 ・ウイントサーフィン教室 ・冬休み・春休みファミリー・ジュニアスキー教室 ・幼児の体力づくり教室 ・はつらつ体操教室 ・フットサル教室 ・ジュニア新体操教室 ・ジュニア卓球教室 ・ジュニア相撲教室 ・ジュニアレスリング教室 ・スポーツレクリエーション教室 ・アーチェリー教室
4	市民体育大会	5,722	・38 種目
5	各種競技大会事業	1,661	・秋山翔吾カップ (横須賀市少年野球大会) ・ソレイユの丘駅伝 (市民駅伝競走大会)
6	国県体育大会等 選手派遣事業	6,194	・全国・国際大会等出場者奨励金 ・全日本強化指定選手奨励金 ・市町村対抗かながわ駅伝競走大会 ・国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会出場者壮行会 【新】 ・秋山翔吾 Special Match KUROFUNE CUP 選手等派遣経費
7	市民レクリエーション 行事等	3,071	○主催行事 ・児童ソフトボール大会 ・児童ミニバスケットボール大会 ・成人ソフトボール大会 ・成人バレーボール大会 ・よこすかスポーツフェスタ 2025 ○委託事業 ・市民レクリエーション大会 (春・秋季) ○共催行事 ・スポーツ能力測定会 ・YOKOSUKA J リーガーサッカーフェスティバル

(資料2)

8	少年期スポーツ障害予防対策事業	871	・スポーツ障害予防講話、予防トレーニング、障害検診
9	社会体育団体等補助金	21,940	○運営費補助 <ul style="list-style-type: none"> ・横須賀市スポーツ協会 (41 種目団体) ・横須賀市レクリエーション協会 (10 団体) ・横須賀市スポーツ少年団 (26 団) ・学区体育振興会 (45 学区) 【新】 ・横須賀市スポーツ協会指定寄附補助金 ○事業費補助 <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ選手育成強化事業 オリンピック等国際大会に向けた助成 ・地域生涯スポーツ振興事業
10	スポーツ基金積立金	91,821	・市民スポーツの振興及びスポーツ資源を活用した地域活性化に資するための必要な経費に充当
11	プロスポーツふれあいプロジェクト	43,575	・ホームタウンチーム活動推進事業
12	スポーツ選手応援事業費	11,025	・オリンピック強化指定選手等に対する奨励金を交付
13	スポーツ推進審議会経費	7	・審議会開催経費
14	スポーツ推進委員関係経費	654	・各種研修会等の開催及び参加 ・新体力テスト測定員 ・学校体育授業サポーター派遣
15	スポーツ表彰事業	1,156	・市体育功労者、スポーツ栄光章、スポーツ大賞の表彰
16	一般事務費 (保健体育総務費)	817	・事務費 ・各種大会への市長賞交付、行事管理者賠償責任等保険料
	計	291,952	

【施設関係】

No.	事業名	予算額 (単位 千円)	事業内容
1	体育会館管理委託費	573,404	・令和7年度分体育会館指定管理料
2	体育会館営繕工事費	117,854	○営繕工事費 <ul style="list-style-type: none"> ・北体育会館小体育室空調設備工事 ・サブアリーナ中水ろ過設備改修工事 ・くりはま花の国プール換気設備更新工事 【R7年6月補正】 <ul style="list-style-type: none"> ・北体育会館プール系統給湯設備改修工事
3	事務費等	24,159	○体育会館運営費 <ul style="list-style-type: none"> ・修繕料 北体育会館壁面固定式バスケットゴール修繕 佐島の丘プールプールサイド床修繕 サブアリーナレストランカーペット修繕 メインアリーナ非常用直流電源装置修繕 トイレ洋式化小破修繕 (メイン、サブ、北、南、花の国プール、西) ・公共施設予約システム関連経費 ・体育器具購入費 メインアリーナコインロッカー ソフトマット(北・南) 佐島の丘プール折りたたみプールフロア 他 ・事務費
	計	715,417	

(資料2)

【 学校体育関係 2-1 】

教育委員会保健体育課

No.	事業名	予算額 (単位 千円)	事業内容
1	学校体育 指導業務事務費	21,293	市立学校合同体育・保健体育科担当者会 1回 学校体育指導員委嘱式・説明会 1回 学校水泳プール運営管理・安全指導説明会 1回 部活動指導者研修講座 1回 中学校スポーツ技術講習会 2回 小学校等体育科夏季研修講座 2回 学校水泳指導法研修講座 2回 中学校・高等学校等保健体育科夏季研修講座 3回 体育科・保健体育課指導法研修講座 1回 体育実技研修講座 1回 児童生徒健康・体力向上推進研修講座 1回 体力づくり実践研究発表大会 1回 児童生徒健康・体力向上推進委員会 2回 体育的活動における安全対策検討委員会 2回 部活動の在り方検討委員会 2回 児童生徒体力・運動能力、運動習慣等調査 リズムトレーニング事業 リズムトレーニング講習会 アクティブ・チャイルド・プログラム モデル事業 部活動地域移行モデル事業(6種目)
2	小学校 運営費(体育関係)	14,447	・水泳実技指導者の派遣(謝礼金・保険料) ・学校水泳プール未設置校に対する水泳授業実施支援 (交通費・貸切バス代・すこやかんプール使用料) ・体育科副読本・教師用指導書 (1～6年生に毎年配布)
3	小学校 各種大会経費	3,404	・児童陸上記録大会 ・表現運動。ダンス発表会 ・児童ボール運動大会 ・上記大会に係る児童の移動経費(交通費・貸切バス代)
4	中学校 運営費(体育関係)	4,587	・武道実技指導者の派遣(謝礼金・保険料) ・学校水泳プール未設置校に対する水泳授業実施支援 (イトマンスイミングスクール水泳授業委託料) ・保健体育科副読本(生徒用・教員用) (1年時に配布し3年間使用)
5	中学校 各種大会経費	21,986	・横須賀市中学校総合体育大会(総合開会式・13種目) ・横須賀市中学校駅伝競走大会(男子・女子) ・市内中学校各種運動競技新人大会(13種目) ・上記大会に係る生徒の移動経費(交通費・貸切バス代) ・全国大会・関東大会・県大会出場選手 激励費 ・全国大会・関東大会出場選手 激励会 ・神奈川県中学校体育連盟 負担金
6	中学校 部活動支援事業費	13,905	・部活動指導員の配置(7人)(報酬・通勤費等) ・部活動技術指導者の派遣(60人)(謝礼金・保険料等)

【 学校体育関係 2-2 】

No.	事業名	予算額 (単位 千円)	事業内容
8	高等学校 運動部活動強化育成事業	6,528	<ul style="list-style-type: none"> 部活動指導員の配置 (1人) (報酬・通勤費等) 部活動技術指導者の派遣 (7人) (謝礼金・保険料等) 運動部活動検討委員会 運動部活動に係る用具等の整備
9	高等学校 (全日制) 各種大会経費	2,613	<ul style="list-style-type: none"> 全国大会・関東大会出場選手 激励費 全国大会出場選手 壮行会 全国大会出場選手 懸垂幕・横断幕 横三地区高等学校総合体育大会補助金
10	高等学校 (定時制) 各種大会経費	321	<ul style="list-style-type: none"> 全国大会・関東大会出場選手 激励費 全国大会出場選手 壮行会 全国大会出場選手 懸垂幕・横断幕
11	ろう学校 運営費 (体育関係)	115	<ul style="list-style-type: none"> 部活動技術指導者の派遣 (1人) (謝礼金・保険料) 水泳授業実施支援 (タクシー代)
12	ろう学校 各種大会経費	302	<ul style="list-style-type: none"> 全国大会・関東大会・県大会出場選手 激励費 全国大会出場選手 壮行会 市各種大会に係る児童生徒の移動経費 (交通費) 県中学校体育連盟加盟負担金 (ろう学校分) 関東聾学校体育連盟負担金
13	小学校 プール運営費	11,391	<ul style="list-style-type: none"> プール管理員の派遣 (謝礼金・保険料) プール薬剤 (塩素・水質検査薬ほか) プール清掃委託料 ろ過機点検保守委託料 (小学校 33校 中学校 18校 高等学校 1校 計52校)
14	中学校 プール運営費	6,518	
15	高等学校 プール運営費	408	
	計	107,818	

令和7年度スポーツ関係事業（予定）について

月	日	事業名	会場
4	19	横須賀市中学校総合体育大会 総合開会式	総合体育会館
	19	第3回秋山翔吾カップ（第66回児童ソフトボール大会）	夏島グラウンド
5	11	春季レクリエーション・スポーツフェスタ	総合体育会館、鶴久保小学校
	6	三笠艦記念第17回スポーツひのまるキッズ関東小学生柔道大会	総合体育会館
7	13	第37回児童ミニバスケットボール交流大会	総合体育会館
	18～21	マイナビ Japan Cup Yokosuka	ヴェルニー公園
	27	神奈川県中学校総合体育大会 総合開会式（横須賀ブロック開催）	総合体育会館
8	5	全国・関東大会出場選手激励会（中学校）	横須賀市役所本庁舎
	5	スポーツ能力測定会	総合体育会館
	6	JAPAN DANCE DELIGHT VOL. 31 横須賀大会	ヨコスカ・ベイサイド・ポケット
	31	第65回成人バレーボール大会	総合体育会館
9	21	第65回成人ソフトボール大会	不入斗公園野球場ほか
	27～10/4	第3回秋山翔吾カップ（第72回横須賀市少年野球大会）	横須賀スタジアムほか
10	13	よこすかスポーツフェスタ2025	各体育会館ほか
		秋季レクリエーション・スポーツフェスタ	明浜小学校ほか
	18	横須賀市中学校駅伝競走大会（予備日19日）	国道16号馬堀海岸区間
11	3	第20回1万メートルプロムナード・ウォーク	ヴェルニー公園～横須賀美術館
	7	CSY杯グラウンドゴルフ大会	佐原2丁目公園（リーフスタジアム）
	8	横須賀市小学校児童陸上記録大会（予備日9日）	不入斗公園陸上競技場
	23	よこすかシーサイドマラソン	よこすか海岸通り周辺
	29	横須賀市児童生徒表現運動・ダンス発表会	横須賀市総合体育会館
12	3	横須賀市小学校児童ボール運動大会	市内小学校
1	18	ソレイユの丘駅伝（第80回市民駅伝競走大会）	長井海の手公園 ソレイユの丘
	25	よこすかこどもスポーツ障害予防クリニック	総合体育会館
	28	体力づくり実践研究発表大会	ヴェルクよこすか
2	7	横須賀市スポーツ表彰式	ヨコスカ・ベイサイド・ポケット
	未定	第80回市町村対抗かながわ駅伝競走大会	丹沢湖
	22	ニュースポーツ交流会	総合体育会館
3	下旬	高校ストリートダンスグランプリ決勝大会	横須賀市文化会館

(秋頃)

ANAウインドサーフィンワールドカップ横須賀・三浦大会（調整中）

津久井浜海岸



横須賀市 スポーツ 推進計画

2018年度～2025年度



平成30年(2018年)3月策定
令和5年(2023年)3月中間見直し
横須賀市

目 次

はじめに	1
第1章 計画の見直しにあたって	2
第2章 スポーツ推進施策	3
1 目標	
2 目標達成に向けた施策	
第3章 目標指標および進捗管理	15
用語の解説	21

はじめに

横須賀市では、平成 30 年（2018 年）3 月に策定した「横須賀市スポーツ推進計画」に基づいて、スポーツによる地域の活性化をはじめとする様々な目標達成のための取り組みを行ってきました。

しかし、令和元年度（2019 年度）末ごろからの新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、様々な社会的活動が制限されるなど、市民生活に甚大な影響を与えています。

特にスポーツ関連では、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催延期をはじめとして、プロ野球や J リーグといったプロスポーツ業界でも開催中止や延期、無観客での試合開催など、その影響が色濃く反映されています。

もちろん市民スポーツにおいても、様々な大会や試合・活動ができない、施設が使用できないなどの、これまでは考えられない多大な影響が生じました。

こういった社会状況を踏まえながら、さらなる市民スポーツの振興、スポーツを通じた地域の活性化、地域経済の発展、健康増進による健康長寿社会の実現などを目指し、「横須賀市スポーツ推進計画の一部見直し」を行うこととしました。

第1章 計画の見直しにあたって

1 計画見直しの趣旨

「横須賀市スポーツ推進計画」（以下、「本計画」）は、国のスポーツ基本計画が平成29年（2017年）3月に「第2期計画」として改定されたことを受け、平成30年（2018年）に策定しました。

本計画は、計画期間を平成30年度（2018年度）から令和7年度（2025年度）の8年間とし、その中間年に計画の見直しを予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大によって、目標達成のためのほとんどの施策が実施できない状況となったことから、令和3年度（2021年度）においては見直しを行いませんでした。しかし、新型コロナウイルスに対する国等からの制限緩和や、国の「第3期スポーツ基本計画」が策定されたことなどを踏まえ、実状を勘案しながら本計画の一部見直しを行うこととしました。

2 本計画の位置づけ

令和4年3月に策定された国の「第3期スポーツ基本計画」をはじめ、新たに令和4年度（2022年度）を起点とする「横須賀市基本構想・基本計画」、「横須賀市教育振興基本計画」が策定されたことを踏まえつつ、本計画の目標達成に向けた施策や目標指標の追加・削除、数値の見直しなどを行いました。

3 計画の期間

「横須賀市スポーツ推進計画」の計画期間は、平成30年度（2018年度）～令和7年度（2025年度）の8年間です。

今回は当初の見直し予定である令和3年度（2021年度）から1年遅れての見直しとなりましたが、計画期間は変更せず、令和7年度（2025年度）における目標指標の達成を目指します。

スポーツ基本法（抜粋）

第二章 スポーツ基本計画等（地方スポーツ推進計画）

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

第2章 スポーツ推進施策

1 目標

- (1) スポーツによる地域の活性化を図ります
- (2) 誰もが気軽にスポーツ、レクリエーションを楽しむことができる機会の充実を図ります
- (3) 競技者の活動を支援するとともにスポーツ愛好家の裾野を拡大します
- (4) 国際競技大会等で活躍する横須賀育ちの代表選手の輩出を目指します
- (5) スポーツの場を提供するため、スポーツ施設の整備と円滑な管理運営、学校体育施設等の開放を推進します
- (6) 関係団体、企業と連携したスポーツ施策を推進します
- (7) 子どもの健やかな体を育成します



2 目標達成に向けた施策

(1) スポーツによる地域の活性化を図ります

ア スポーツ大会に参加する人、応援する人、観戦する人など、本市への来訪者を増やすため、大規模なスポーツ大会等の誘致を推進します

- ・ ウインドサーフィンワールドカップの継続開催
- ・ 三笠艦記念スポーツひのまるキッズ関東小学生柔道大会の継続開催
- ・ BMXフリースタイルジャパンカップの開催
- ・ プロスポーツチーム公式戦の継続開催・誘致
- ・ 「JAPAN DANCE DELIGHT 横須賀大会」、
「高校ストリートダンスグランプリ」の開催



ANAウインドサーフィンワールドカップ
横須賀・三浦大会



マイナビ JapanCup Yokosuka

イ 大規模スポーツ大会の開催等が、地域の活性化に結びつくような仕組みやその効果を検証する方法を検討し、実施します

- ・ 地元商店街や商業施設との連携による事業推進
- ・ スポーツ団体や民間企業との連携協定による事業推進
- ・ 来訪者アンケートによる経済効果測定
- ・ スポーツ大会およびスポーツ合宿への開催支援補助金交付事業
- ・ ウインドサーフィンワールドカップを契機とした津久井浜地域の「マリンスポーツのまち」としての認知度向上
- ・ 横浜DeNAベイスターズ総合練習場を拠点とした追浜地域のスポーツを核としたまちづくり
- ・ 横浜F・マリノス練習場を拠点とした久里浜地域のスポーツを核としたまちづくり
- ・ 「アーバンスポーツのまち横須賀」の実現に向けたプロジェクトの推進



横須賀スタジアムと DOCK OF BAYSTARS YOKOSUKA



F・Marinos Sports Park ～Tricolore Base Kurihama ～

ウ 新たなスポーツ需要を掘り起こして、場や機会を提供し、スポーツをするために本市を訪れる人を増やします

- ・ アーバンスポーツの環境整備
- ・ 各海岸の特性に合ったマリンスポーツの調査
- ・ マリンスポーツの幅広い世代に向けた普及促進
- ・ アーバンスポーツの幅広い世代に向けた普及促進
- ・ よこすかシーサイドマラソンの継続開催



うみかぜ公園BMXパーク

(2) 誰もが気軽にスポーツ、レクリエーションを楽しむことができる機会の充実を図ります

ア 市民がそれぞれの興味・関心などに応じて、日常的にスポーツ、レクリエーションに親しみ、又はスポーツを支える活動に参画することができる機会の確保に努めます

- ・ 市民スポーツ教室の実施
- ・ 総合型地域スポーツクラブの活動支援
- ・ 市民レクリエーション大会（レクリエーションフェスタ）（春・秋季）の開催
市民を対象としたニュースポーツ等の体験
- ・ 町内会等での夏季期間における早起きラジオ体操の会の実施促進
- ・ 市民球技大会の開催
児童ソフトボール・ミニバスケットボール大会、
成人ソフトボール・バレーボール大会
- ・ よこすかスポーツフェスタの開催
市民を対象に、各体育会館、不入斗公園陸上競技場等を使用して
スポーツを楽しむイベント
- ・ ソフトバレーボール大会の開催（市スポーツ推進委員協議会主催）
- ・ グラウンドゴルフ大会の開催（市スポーツ推進委員協議会主催）
- ・ 1万メートルプロムナード・ウォークの開催（市スポーツ協会主催）
- ・ 幸齢者（高齢者）健康のつどいの実施
60歳以上の高齢者による軽運動会
- ・ スポーツ能力測定会の開催（シティサポートよこすか主催）
子どもを対象に、測定機器を用いた運動能力の計測を行い、
最大限にパフォーマンスを発揮できるスポーツの紹介と
一番得意とする動きのアウトプットによって、
自信を持ってスポーツに挑戦するきっかけづくりを行う



市民スポーツ教室

イ 障害の有無などにかかわらず、スポーツを楽しむ機会の確保に努めます

- ・ 肢体不自由児者運動会の開催
身体を動かす機会の少ない肢体不自由児者が、運動会を通じ、ボランティアとともに秋の一日を楽しく過ごす
- ・ ふれあい運動会の開催
知的障害児者及びその家族等がスポーツを通じて健康維持と親睦を深める
- ・ スポーツ能力測定会の開催（シティサポートよこすか主催）
- ・ スポーツフェスタでのパラスポーツ体験会の実施
県の障害者スポーツ講師派遣を活用したボッチャ体験会など
- ・ 全国車椅子マラソン in 横須賀の開催支援
市内小中学生を対象とした車椅子体験交流会や、小学生から一般までの車椅子マラソン競技を開催
- ・ 障害児者による大規模スポーツ大会の誘致

(3) 競技者の活動を支援するとともにスポーツ愛好家の裾野を拡大します

ア スポーツに対する市民の関心と理解を深め、スポーツへの市民の参加・支援を促進するよう努めます

- ・ 市民体育大会の開催
年間を通して多種目（合気道・アーチェリー・カヌー・空手道・弓道・クレー射撃・ゲートボール・剣道・ゴルフ・サッカー・山岳・銃剣道・柔道・少林寺拳法・水泳・スキー・相撲・ソフトテニス・ソフトボール・太極拳・体操・卓球・ダンススポーツ・テニス・なぎなた・バスケットボール・バドミントン・バレーボール・ハンドボール・パークゴルフ・ボウリング・ボクシング・野球・ヨット・ライフル射撃・ラグビー・陸上競技・レスリング）の競技大会
- ・ 少年野球大会の開催
市内の少年野球チーム（軟式野球）が一堂に会し、小学生・中学生別にトーナメント方式による大会
- ・ 市民駅伝競走大会の開催
市内の駅伝愛好者約 100 チームによる駅伝大会
- ・ スポーツ能力測定会の開催（シティサポートよこすか主催）
- ・ マラソン大会の開催（よこすかシーサイドマラソンなど）
- ・ トレイルランニング大会の開催支援

- イ 本市をホームタウンとする横浜DeNAベイスターズ、横浜F・マリノスなどトップレベルのプロスポーツチームとの連携強化を図り、スポーツへの関心を高めます

- ・ ホームタウンチーム活動推進事業
横須賀市をホームタウンとする横浜 DeNA ベイスターズファームチーム、横浜F・マリノスなどのチームのプロスポーツ選手、コーチが直接学校や幼稚園等を訪問し、授業を行うことにより、園児、児童、生徒に夢と感動を与え、スポーツに対する関心を高めます



横浜 DeNA ベイスターズによる小学校訪問授業



F・マリノススポーツ巡回教室

(4) 国際競技大会等で活躍する横須賀育ちの代表選手の輩出を目指します。

ア 国際競技大会や全国大会等に出場する代表選手に対し、奨励金の交付や壮行会の実施をとおして、選手の負担軽減や代表選手の意識の高揚を図ります

- ・ 奨励金の支給と国民体育大会等壮行会の開催
- ・ かながわ駅伝競走大会への選手派遣
- ・ 市スポーツ協会と連携したスポーツ選手育成強化事業の推進
- ・ 「スポーツ基金」、「スポーツで夢をかなえる基金」を活用した支援



かながわ駅伝競走大会への選手派遣

イ 国際競技大会や全国大会に出場する選手や、長年スポーツ振興に功績のあった方に対し、その功績をたたえるスポーツ関連の表彰を実施します

- ・ スポーツ大賞、スポーツ栄光章表彰
- ・ 市体育功労者の表彰、県スポーツ功労者の推薦



横須賀市スポーツ表彰式

(5) スポーツの場を提供するため、スポーツ施設の整備と円滑な管理運営、学校体育施設等の開放を推進します

ア 体育会館、運動公園等体育施設の利用促進と円滑な運営管理を図ります

- ・ 体育会館、屋外運動施設の管理委託

イ 安全で快適な体育施設とするため、計画的な営繕・改修を進めるとともに、必要な体育施設を整備します

- ・ 体育会館、屋外運動施設の営繕工事

ウ 民間の体育施設を保有する企業等と連携し、スポーツの場を提供します

- ・ 体育施設を保有する民間企業との連携

エ 学校体育施設を開放し、施設の有効活用を促進します

- ・ 学校体育施設開放奨励事業（体育館、校庭、プール）

オ 体育会館ほか運動施設における障害のある方等への対応マニュアルの整備



(6) 関係団体、企業と連携したスポーツ施策を推進します

ア スポーツを指導するだけでなく、スポーツの素晴らしさを伝えるなどのコーディネーターの役割も担うスポーツ指導者の育成を図ります

- ・ スポーツ推進委員協議会の各種研修
- ・ 市スポーツ協会主催のスポーツ学習・講習会
- ・ 少年期スポーツ障害予防での指導者向け講話



市スポーツ協会主催「スポーツ学習・講習会」

イ スポーツ推進委員と連携し、地域におけるスポーツの推進役を担ってもらうなど、地域スポーツの推進を図ります

- ・ スポーツ推進委員（協議会）の活動支援



スポーツ推進委員の研修

- ウ 市スポーツ協会、レクリエーション協会、スポーツ指導者協議会、学区体育振興会、スポーツ推進委員協議会、スポーツ少年団などと協力してスポーツの振興を図ります

- ・ 社会体育団体等への補助

- エ 企業等と連携してスポーツに親しむ機会を創出します

- ・ 民官連携事業の推進
- ・ 連携協定締結事業者等との事業の推進



F・マリノススポーツクラブと連携した巡回スポーツ教室

(7) 子どもの健やかな体を育成します

- ア 体力・運動能力、運動習慣等の実態把握と調査結果の活用を図ります

- ・ 児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等の調査・分析
- ・ 新体力テスト測定員派遣
- ・ 学校体育授業サポーター派遣
- ・ スポーツ能力測定会の開催（シティサポートよこすか主催）



学校体育授業サポーターの派遣

イ 学校における体育・健康に関する指導の充実を図ります

- ・ 健康、体力に関する指導力の向上
- ・ 学校体育実技指導協力者の派遣
- ・ 学校体育に関する小中学校への研究委託
- ・ 喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する健康教育の推進
- ・ スポーツリズムトレーニング普及事業



スポーツリズムトレーニング普及事業

ウ 学校における食育の充実を図ります

- ・ 学校における食育の推進
- ・ 安全、安心な学校給食の提供と充実



横浜 DeNA バイスターズの選手寮メニュー
「青星寮カレー」を学校給食で提供

工 望ましい生活習慣の確立に向けた支援を図ります

- ・ 学校と家庭が連携した生活習慣、運動習慣に関する意識啓発

オ 運動やスポーツに親しむ機会の充実を図ります

- ・ 児童生徒各種競技大会の実施
- ・ 中学校部活動の支援（体育関係）
- ・ 横須賀総合高等学校部活動の強化育成
- ・ 各種競技大会への選手派遣に対する奨励
- ・ スポーツ能力測定会の開催（シティサポートよこすか主催）



横須賀市中学校総合体育大会総合開会式

カ スポーツを実施する子どもたちの安全・安心を確保します

- ・ 少年期スポーツ障害予防対策事業

第3章 目標指標及び進捗管理

「スポーツ推進計画」を実効あるものとするために、計画に位置付けた施策が具体的に執行されているかどうかといったことについて、目標指標を立て、点検・評価による進行管理を行います。

点検・評価の結果については、毎年、市議会や関係審議会に報告するとともに、市民に公表し、集約された意見については、計画の進行や見直しなどに活かしていきます。

※各指標における目標値は、令和7年度（2025年度）末の数値となります。

指標名	大規模スポーツ大会等の誘致・開催件数	目標	スポーツによる地域の活性化を図ります
		施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ウインドサーフィンワールドカップの継続開催 ・三笠艦記念スポーツひのまるキッズ 関東小学生柔道大会の継続開催 ・BMXフリースタイルジャパンカップの継続開催 ・「JAPAN DANCE DELIGHT 横須賀大会」の新規開催 ・「高校ストリートダンスグランプリ」の新規開催
概要	大規模スポーツ大会等の誘致・開催件数から本市におけるスポーツ参画人口の拡大を図ります		
基準値	5大会（平成29年度）	目標値	6大会以上 ※過去の最高値の件数以上

指標名	成人のスポーツ実施率	目標	誰もが気軽にスポーツ、レクリエーションを楽しむことができる機会の充実を図ります
		施策	<ul style="list-style-type: none"> ・市民スポーツ教室 ・市民レクリエーション行事等
概要	市民が週に1回以上スポーツを実施する割合から市民が日常的にスポーツに親しむ機会を増やします		
基準値	48.4% (平成28年度週に1回以上スポーツや運動をしている人)	目標値	65% ※スポーツ基本計画での目標値（成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65%程度））

指標名	市民スポーツ教室、スポーツフェスタ参加人数	目標	誰もが気軽にスポーツ、レクリエーションを楽しむことができる機会の充実を図ります
		施策	・市民スポーツ教室 ・市民レクリエーション行事等
概要	市民スポーツ教室及びスポーツフェスタ参加人数から市民の誰もが日常的にスポーツに親しみ、又はスポーツを支える活動に参画する機会を増やします		
基準値	8,714人（平成23年度）	目標値	9,000人 ※平成24～平成28年度の最高値の千人未満を切り上げ

指標名	全国大会以上の大会に出場する選手数（生徒は県、関東大会を含む）	目標	国際大会等で活躍する横須賀育ちの代表選手の輩出を目指します
		施策	・国県体育大会等選手派遣事業
概要	国際競技大会や全国大会に出場する選手に対し、報償金の交付や壮行会などを実施して選手の負担軽減とともに代表選手の意識の高揚を図り、市民に誇りと喜び、夢と感動を与え、スポーツへの関心を高めます		
基準値	2,446人（過去5年間の最高値）	目標値	2,500人 ※平成25～28年度の最高値を切り上げ

指標名	体育会館の利用者数	目標	スポーツの場を提供するため、スポーツ施設の整備と円滑な管理運営、学校体育施設等の開放を推進します
		施策	・体育会館、屋外運動施設の管理委託
概要	体育会館の効率的な活用を図るため、運営維持管理業務を指定管理者に委託するとともに計画的な施設整備を行い、利用者の増加を図ります		
基準値	842,346人（平成28年度）	目標値	850,000人 ※平成24～28年度の最高値を切り上げ

指標名	運動公園の利用件数	目標	スポーツの場を提供するため、スポーツ施設の整備と円滑な管理運営、学校体育施設等の開放を推進します
		施策	・体育会館、屋外運動施設の管理委託
概要	スポーツ施設の運営方法を検討するとともに、計画的な施設整備を行う		
基準値	97,155 件（平成 28 年度）	目標値	98,000 件 ※平成 24～28 年度の最高値の千人未満を切り上げ

指標名	「運動が好き・やや好き」と回答する本市児童生徒の割合	目標	子どもの健やかな体を育成します
		施策	学校における体育・健康に関する指導の充実
概要	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の質問紙調査の結果における、「運動が好き・やや好き」と回答した児童生徒の割合と、全国の平均値を比較することから、児童生徒の運動やスポーツに対する肯定的な意識の状況を測ります (小学校 5 年生、中学校 2 年生)		
基準値	【小学校 5 年生男子】 93.9% 【小学校 5 年生女子】 88.3% 【中学校 2 年生男子】 91.8% 【中学校 2 年生女子】 77.9% (令和元年度)	目標値	【小学校 5 年生男子】 95.0% 【小学校 5 年生女子】 90.0% 【中学校 2 年生男子】 92.0% 【中学校 2 年生女子】 79.1%

指標名	1週間の総運動時間が0分の児童生徒の割合	目標	子どもの健やかな体を育成します
		施策	学校における体育・健康に関する指導の充実
概要	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の質問紙調査の結果における、1週間の総運動時間が0分の本市児童生徒の割合から、児童生徒の運動習慣の状況を測ります(小学校5年生、中学校2年生)		
基準値	【小学校5年生男子】 4.4% 【小学校5年生女子】 6.6% 【中学校2年生男子】 5.9% 【中学校2年生女子】 13.9% (令和元年度)	目標値	【小学校5年生男子】 1.2% 【小学校5年生女子】 2.0% 【中学校2年生男子】 2.6% 【中学校2年生女子】 6.9%

指標名	児童生徒の新体力テスト結果の総合評価D・Eの割合の合計	目標	子どもの健やかな体を育成します
		施策	学校における体育・健康に関する指導の充実
概要	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果における、新体力テスト結果の総合判定D・Eの本市児童生徒の割合と、全国の平均値を比較することから、体力下位層の子どもの状況を測ります(小学校5年生、中学校2年生)		
基準値	【小学校5年生男子】 35.7% 【小学校5年生女子】 29.8% 【中学校2年生男子】 26.2% 【中学校2年生女子】 9.6% (令和元年度)	目標値	【小学校5年生男子】 28.7% 【小学校5年生女子】 22.5% 【中学校2年生男子】 26.0% 【中学校2年生女子】 9.0%

指標名	朝食を食べない日が多い・ 食べない児童生徒の割合の合計	目標	子どもの健やかな体を育成します
		施策	学校における食育の充実
概要	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における「朝食を食べない日が多い」・「食べない」と回答した児童生徒の割合の合計から、学校と家庭の連携による望ましい生活習慣の定着状況を測ります（小学校5年生、中学校2年生）		
基準値	【小学校5年生男子】 3.3% 【小学校5年生女子】 3.2% 【中学校2年生男子】 6.2% 【中学校2年生女子】 5.6% （令和元年度）	目標値	【小学校5年生男子】 1.6% 【小学校5年生女子】 1.2% 【中学校2年生男子】 3.0% 【中学校2年生女子】 2.8%

指標名	1日の睡眠時間が6時間未満の児童 生徒の割合	目標	子どもの健やかな体を育成します
		施策	望ましい生活習慣の確立に向けた支援
概要	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における1日の睡眠時間が6時間未満と回答した児童生徒の割合から、学校と家庭の連携による望ましい生活習慣の定着状況を測ります（小学校5年生、中学校2年生）		
基準値	【小学校5年生男子】 4.3% 【小学校5年生女子】 2.4% 【中学校2年生男子】 9.6% 【中学校2年生女子】 9.0% （令和元年度）	目標値	【小学校5年生男子】 1.5% 【小学校5年生女子】 0.9% 【中学校2年生男子】 4.4% 【中学校2年生女子】 4.5%

指標名	児童生徒の体力合計点	目標	子どもの健やかな体を育成します
		施策	・児童生徒の体力・運動能力、 運動習慣等の調査・分析
概要	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果における体力合計点の本市児童生徒の平均値と、全国平均値の比較から、子どもの体力の状況を測ります (小学校5年生、中学校2年生)		
基準値	【小学校5年生男子】 52.59 点 【小学校5年生女子】 54.23 点 【中学校2年生男子】 42.67 点 【中学校2年生女子】 51.00 点 (令和元年度)	目標値	【小学校5年生男子】 54.59 点 【小学校5年生女子】 56.23 点 【中学校2年生男子】 43.47 点 【中学校2年生女子】 51.80 点

用語の解説

アーバンスポーツ

BMX、スケートボード、ストリートダンス、3×3、パルクールなどの都市型スポーツの総称。

ウインドサーフィンワールドカップ

ウインドサーフィンの世界最高峰の大会「PWAワールドカップ」は、毎年ヨーロッパを中心に約10か国転戦するワールドツアーです。

健康寿命

平均寿命のうち、日常的・継続的な医療・介護に依存しないで、自分の心身で生命維持し、自立した生活ができる生存期間のこと。WHO（世界保健機関）が提唱した指標で、平均寿命から、衰弱・病気・認知症などによる介護期間を差し引いたもの。

社会体育

学校教育法に基づき学校の教育課程として行われる教育活動を除く、主として青少年および成人に対して行われる組織的な教育活動（体育およびレクリエーションの活動を含む）

スポーツ少年団

地域社会においてスポーツ活動を中心に組織的な活動をしている少年のスポーツクラブで、日本スポーツ少年団に登録をしてその認定を受けている。

スポーツ推進委員

スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対し、スポーツにおける実技の指導やその他スポーツに関する指導および助言を行う者。非常勤職員として市長が委嘱している。

スポーツ推進委員協議会

本市のスポーツ推進委員相互の連絡調整とスポーツ推進のため体制の整備を図り、地域社会体育の推進に寄与することを目的とし、主に社会体育の推進に関し関係行政機関との連絡調整、町内会等地域諸団体の体育及びレクリエーション活動の実技指導及び助言などを行う。任意団体。

スポーツ・レクリエーション活動

本市のスポーツとして行われるレクリエーション活動のこと。心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われる活動としてスポーツ基本法第24条において新たに位置づけられた。

総合型地域スポーツクラブ

子どもから高齢者まで（多世代）を対象として、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、技能の高低や障害の有無などに関わらずそれぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

BMX

競技は、技を競うエクストリームスポーツとして広く知られる「フリースタイル」と、ジャンプ台が設置されたダートコースで速さを競う「レース」の2系統があるバイシクルモトクロス。競技用車両は、20インチ径ホイールを持つ競技用自転車でおフロードを走るための自転車。

トレイルランニング

林道、砂利道、登山道など未舗装路を走ること。

(仮) 横須賀市スポーツ振興条例 (案) 全体像

前 文

前 文

総 則

第1条 目的

第2条 定義

第3条 理念

第4条 市の責務

第5条 市民の役割

第6条 スポーツ関係団体の役割

推 進 計 画

第7条 スポーツ推進計画

基 本 的 施 策

第8条 生涯にわたるスポーツ活動の推進

第9条 障がい者スポーツの推進

第10条 スポーツにおける健全性等の向上

第11条 子どものスポーツ機会の充実

第12条 スポーツへの関心の醸成

第13条 スポーツによる地域振興

内容は今後変更になる可能性があります。

仮)横須賀市スポーツ振興条例全体像

前文

条例制定の趣旨や制定に対する考えを定めます。

◆カギとなる言葉・考え

- ・スポーツの定義
- ・スポーツが持つ可能性
- ・誰もが安心して楽しめる環境を整える重要性
- ・本市の特色と強み

第1条 目的

この条例の目的を定めます。

◆カギとなる言葉・考え

- ・市民の誰もが生涯にわたりスポーツを楽しむ
- ・市民の心身ともに健康で心豊かな生活の実現
- ・活力ある地域社会の実現

第2条 定義

この条例で用いる用語の定義を定めます。

◆カギとなる言葉・考え

- ・市民
- ・スポーツ
- ・スポーツ関係団体
- ・スポーツ活動

第3条 基本理念

この条例で規定する施策を実施するための理念を定めます。

◆カギとなる言葉・考え

- ・市民の健康の保持増進
- ・生涯にわたりスポーツに親しむ機会の確保
- ・障がいのある人への必要な配慮
- ・市民の安全・安心の確保と健全かつ誠実なスポーツ活動の実施
- ・世代間、地域間の交流・国際交流の促進による地域の活性化

第4条 市の責務

市の責務を定めます。

◆カギとなる言葉・考え

- ・スポーツ関係団体との連携
- ・スポーツ振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進

第5条 市民の役割

市民の役割を定めます。

◆カギとなる言葉・考え

- ・心身の健康の保持増進及び体力の向上
- ・スポーツ活動への積極的な参画

第6条 スポーツ関係団体の役割

スポーツ関係団体の役割について定めます。

◆カギとなる言葉・考え

- ・スポーツ振興に関する施策に協力

第 7 条 スポーツ推進計画

市がスポーツ推進計画を策定することについて定めます。

◆カギとなる言葉・考え

- ・スポーツに携わる者の意見を踏まえた計画
- ・環境の変化を反映し見直し

第 8 条 生涯にわたるスポーツ活動の推進

生涯にわたるスポーツ活動を推進するための施策について定めます。

◆カギとなる言葉・考え

- ・生涯にわたるスポーツ活動の機会確保と環境整備
- ・スポーツに関する知見の蓄積
- ・スポーツ活動の習慣化の促進と市民の健康増進

第 9 条 障がい者スポーツの推進

障がい者スポーツを推進するための施策について定めます。

◆カギとなる言葉・考え

- ・障がいの有無にかかわらず、一緒にスポーツを楽しみ、互いに尊重
- ・障がい者スポーツへの関心・理解
- ・障がい者がスポーツ活動に参加できるための取組
- ・市のスポーツ施設のバリアフリー化

第 10 条 スポーツにおける健全性等の向上

スポーツにおける健全性等の向上のための施策について定めます。

◆カギとなる言葉・考え

- ・体罰・暴力・その他のハラスメント行為の防止
- ・スポーツ事故や傷害の防止及び軽減
- ・マナー・モラルの向上

第 11 条 子どものスポーツ機会の充実

子どものスポーツ機会充実のための施策について定めます。

◆カギとなる言葉・考え

- ・スポーツの機会の提供及び充実に向けた取組
- ・知識と技能の習得及び環境の整備

第 12 条 スポーツへの関心の醸成

スポーツへの関心の醸成のための施策について定めます。

◆カギとなる言葉・考え

- ・スポーツが持つ価値の理解・関心、スポーツに親しむ機会の確保
- ・e-スポーツやアーバンスポーツなどあらゆるスポーツの普及
- ・プロスポーツチーム等との連携

第 13 条 スポーツによる地域振興

スポーツによる地域振興のための施策について定めます。

◆カギとなる言葉・考え

- ・スポーツによる人々の交流や地域の活性化、連帯感の醸成
- ・地域・観光資源を活用した大会・協議会・イベント・合宿の開催や誘致

横須賀市が設置する学校に係る 部活動の方針

令和7年3月

横須賀市教育委員会

目次

本方針策定および改定の趣旨等

1 学校における部活動改革の必要性について

- (1) 部活動の意義
- (2) 部活動の課題
- (3) 部活動改革の理念
- (4) 基本目標
- (5) 部活動指導の方向性

2 本市が設置する学校に係る部活動の方針

- (1) 部活動の実施方法（平日・休日・長期休業中）
- (2) 安心・安全な部活動の運営
- (3) 生涯スポーツ・文化芸術活動の視点に立った指導
- (4) 部活動の適切な運営に向けた体制整備
- (5) 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し
- (6) 地域との連携および地域への展開

<参考1>部活動を取り巻く現状と将来の見通し

<参考2>国・県の動向および本市における方針検討過程

<参考3>令和6年度部活動の在り方検討委員会 構成員

<資料>

本方針策定および改定の趣旨等

- 部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、これまで教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。
- また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
- しかし、少子化が進展する中、部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる。
- 生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、部活動の在り方について、速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。
- このような状況を踏まえ、横須賀市教育委員会では、地域、学校、競技種目や文化芸術活動の種類等に応じて、部活動が多様な形で最適に実施されることを目指すとともに、持続可能な部活動の在り方について検討し、平成31年2月に策定した「横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針」をこの度、全面改定することとした。本方針は、令和7年4月1日から適用することとしている。
- 各学校は、本方針を踏まえ、適正な部活動の指導および運営方法等の在り方について再検討し、改善すべき点は速やかに改善する。
- さらに各学校は、生徒のバランスのとれた健全な成長および教職員の働き方改革の実現を目指して、本方針の適切な運用を図るものとする。
- なお、本方針策定を受け、「横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針（平成31年2月）」については廃止する。

1 学校における部活動改革の必要性について

(1) 部活動の意義

- ・生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保する。
- ・生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養するとともに、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係を構築する。

(2) 部活動の課題

- ・少子化の進展により、従前と同様の学校単位での運営は困難となり、学校や地域によっては存続が厳しい。
- ・必ずしも専門性や意思に関わらず教員が顧問を務める指導体制の継続は、学校の働き方改革が進む中、より困難となっている。

(3) 部活動改革の理念

- ・少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指す。
- ・休日の部活動指導等に必ずしも教員が従事しないことが可能となる体制づくりを目指す。

(4) 基本目標

横須賀の子どもたちにとって、魅力あるスポーツ・文化芸術活動の機会を確保することとともに、教員の部活動指導を軽減し教育の質の向上を図る。

(5) 部活動指導の方向性

- 勝利至上主義的・結果優先的な考え方に陥らず、生徒のより高い技能の習得や自己記録更新に挑戦したいという思いを支援するなど、豊かな心、健やかな体の育成を目指す。
- 生徒相互の好ましい人間関係や、生徒と顧問との信頼関係を確立させ、集団や社会との関わりの中で、自らの生き方に対する考えを深めることを目指す。
- 生徒が自ら進んで、運動・スポーツや文化芸術的な活動に親しむ資質や能力を身に付けることを目指す。

部活動の顧問は、学校経営方針の基に生徒の実態を把握したり、保護者の期待や意向を尊重したりして運営に努めることが求められる。勝利至上主義的・結果優先的な考え方から休養日もほとんどなく、長時間にわたる活動を生徒に強要するような活動が存在するならば、部活動の意義から逸脱するものであり、早急に改善を図る必要がある。

また、顧問は部活動の指導に際して地域指導者や各種団体の指導力を生かしたり、家庭や地域社会の教育力を活用したりしていくことが望まれる。学校教育としての部活動は、「生きる力」を育む地域単位の活動実践により、保護者や地域等から十分な理解と協力・支援が得られ、心から応援されるような活動を追求し、学校と保護者・地域との連携・協同体制を構築しなければならない。

<備考>

本方針は、中学校の部活動における内容を中心として策定するが、本市立高等学校および特別支援学校の部活動についても、これに準ずるものとする。ただし、高等学校段階においては、中学校教育の基礎の上に、心身の発達および進路に応じて、多様な教育が行われている点に留意することとする。

2 本市が設置する学校に係る部活動の方針

(1) 部活動の実施方法（平日・休日・長期休業中）

ア 平日

- (ア) 従来通り、「学校」単位での部活動とする。
※複数校による合同部活動が可能な場合は、この限りではない。
- (イ) 1週間における活動日数は週に3日以内とする。
※平日において休養日を2日以上設ける。
- (ウ) 1日の活動時間は、2時間程度とする。
- (エ) 授業日における始業前の部活動（以下、朝練習という。）は年間を通じて行わない。
※夏季休業期間中等の「熱中症対策」に伴う対応の場合は除く。

(ア) 実施方法（「学校」単位での部活動）

- ① 授業後に合同部活動を実施することは、生徒の学校間の移動を伴うため、現実的に実施が困難であることが予想されるため、従来通り、「学校」単位での活動を原則とする。
- ② ただし、地域内の近隣校において、移動時間が短く活動時間に影響が少ない等、無理なく且つ安全に合同部活動を実施できると認められる環境下においては、実施しても差し支えない。

(イ) 1週間における活動日数（3日以内）

- ① 活動日および休養日については、各校の校長の管理下において顧問等が設定する。

(ウ) 1日の活動時間（2時間程度）

- ① 平日の部活動は、遅くとも18時には終了するように活動時間を設定する。
- ② 日照時間が短くなる冬季等においては、生徒の安全面に配慮する。

(エ) 朝練習の禁止

- ① 平日においては授業を優先し、部活動は必ず放課後（授業後）に実施する。
- ② 大会直前等の一定の期間においても、朝練習は実施しない。

イ 休日

- (ア) 横須賀市教育委員会が定める地区割に基づいた「地区」単位での合同部活動とする。ただし、部活動の設置状況等により地区割に基づいた合同部活動の実施が困難であると認められる種目に限り、地区割によらず実施可能な合同部活動を認める。
- (イ) 土曜日および日曜日（以下「週休日」という。）は少なくとも、1日以上を休養日とする。祝日においては、大会参加等、特段の事情がない限り、休養日とする。また、休養日に大会参加等で活動した場合は、以後直近の活動日を休養日に充てる。
- (ウ) 週休日および学校の休業日における1日あたりの活動時間は、3時間程度とする。

(ア) 実施方法（「地区」単位での合同部活動）

- ① 合同部活動の活動場所や時間等については、地区ごとに連絡体制を構築し、生徒および保護者と共有する。
- ② 顧問等が他校の生徒に対しても指導を行う状況が生じるため、複数学校を横断した連絡体制を構築する。
- ③ 学校間における生徒の情報共有の際は、必要最小限の情報のみ（学年・氏名等）とし、個人情報の漏洩がないように配慮する。
- ④ 各地区（種目別）において、顧問等の中から統括顧問を選出し、他の顧問等と密に連携をとりながら運営するなど、組織的な運営体制を構築する。
- ⑤ 適切な部活動指導と顧問の負担軽減を両立できるよう、部活動指導員および部活動技術指導者を活用しながら、合理的な活動を行う。
- ⑥ 各地区（種目別）の顧問等で見通しをもった計画（週・月・年単位）を立案し、生徒ならびに保護者と事前に共有を行う。
- ⑦ 週休日の活動において、すべてが必ず合同部活動による活動形態とは限らない。例えば、平日と同様に、「学校」単位で活動したり（大会直前やテスト週間等）、地区を越えての活動（市外含む）を行ったりすることも想定される。しかし、年間を通じて、週休日における活動の基盤を「地区」単位の活動とすることを目指す。
- ⑧ 合同部活動の地区割は次表のとおりとする。ただし、部活動の設置状況等により地区割に基づいた合同部活動の実施が困難であると認められる種目に限り、標記地区割によらず実施可能な合同部活動を認める。

地区割	校数	対象の中学校
北	3	追浜、鷹取、田浦
中央	3	坂本、不入斗、常葉
衣笠	4	公郷、池上、衣笠、大矢部
東	4	大津、馬堀、浦賀、鴨居
南	6	岩戸、久里浜、神明、野比、北下浦、長沢
西	3	長井、武山、大楠

(イ) 休養日の設定（1日以上）

- ① 少なくとも1日以上を休養日とする。祝日においては、大会参加等、特段の事情がない限り、休養日とする。また、休養日に大会参加等で活動した場合は、以後直近の活動日を休養日に充てる。
- ② オーバーユースや継続的な負荷によって発症する障害、バーンアウトなどを予防するとともに、成長期にある生徒が運動、食事、休養および睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日等を確保する。
- ③ なお、各部活動によって、練習場所、公式戦やコンクール等の時期等の条件により、統一的・定期的な休養日を設定することが難しい場合については、年間単位で柔軟に設定する。この場合、単一年度内に少なくとも平日は104日、週休日は52日以上の休養日を設けることとする。

(ウ) 1日の活動時間（3時間程度）

- ① 1日あたりの活動時間は、3時間程度とする。

ウ 長期休業期間中

- (ア) 1日あたりの活動時間については、3時間程度とする。
- (イ) 原則として平日のみの活動とし、日数は週4日以内とする。
- (ウ) 週休日、祝日および学校閉庁日は、大会参加等、特段の事情がない限り休養日とする。また、休養日に活動した場合は、以後直近の活動日を休養日に充てる。
- (エ) 実施方法は、学校単位、地区単位のどちらでも差し支えない。

(2) 安心・安全な部活動の運営

ア 部活動の運営

(ア) 計画的・効果的な指導

部活動は、学校経営方針に基づき、教育活動全体との関連を図りながら適切に行われるべきものであることから、年間を見通した計画的・効果的な指導が求められる。

(イ) 顧問の役割

- ① 部の目標や指導方針（学校単位・地域単位）を明確にし、達成のために生徒を指導・支援する。
- ② 各部には、可能な限り、複数の顧問を置き、その管理・指導の下に活動を進める。
- ③ 顧問は、生徒の発達段階、安全面を考慮しながら、年間・月間の活動計画を作成し、活動を展開する。月ごとの活動計画は毎月作成して校長に提出し、保護者にも配付する。
- ④ 健康管理、安全管理、指導の手順を確認し、事故防止に努める。

(ウ) 部活動の指導に当たって

- ① 生徒の人権や人格、自主性を尊重し、発達段階を考慮した指導を行う。
- ② 生徒の心身の健康状態に留意するとともに、指導法や指導内容などの研修を積む。
- ③ 顧問間や外部指導者、地域スポーツクラブ関係者などと協議し、連携・協力を図る。
- ④ 勝利至上主義的・結果優先的な指導に陥らず、練習の過程や活動に臨む姿勢を大切にする。
- ⑤ 個々の生徒が、日頃の成果を発揮できる機会を設けるなどの工夫をする。
- ⑥ 生徒が安心して活動できるよう、安全面に十分に配慮した環境づくりに努める。
 - 1) 生徒の健康状態を常時観察する。（活動前、活動中、活動後）
 - 2) 生徒とのコミュニケーションを大切にする。
 - 3) 生徒が発するシグナル（体調不良・悩み等）を見逃さないようにする。

(エ) 生徒の入部に際して

部活動の方針や年間活動計画、練習内容等を載せた資料を用意し、入部後に生徒や保護者に誤解等が起こらないように十分配慮し、部活動保護者会等にて丁寧な説明を行う。

- ① 新入生の募集については、全員に参加の呼びかけや働きかけを行う。
- ② 生徒一人一人の考えを大切にし、生徒の意思に反し、強制参加にならないよう留意する。
- ③ 仮入部や体験入部の期間を設け、生徒が自分に合った活動を選択できる機会を十分に保障する。
- ④ 入部後に、生徒が3年間継続して活動できるよう配慮する。

<部活動参加の留意点>

生徒が部活動へ参加するときの心構えとして、以下の事項を周知徹底すること。

- 部の一員であることを自覚させ、規範意識を高める。
- 活動を欠席する場合は、顧問等に、理由も含め、必ず報告する。
- 決められた場所・時刻に集合し、一斉に活動を始める。
- 礼儀作法や言葉遣い、公共施設の使い方などを含めたマナーを、活動を通して学ぶ。
- 髪型、服装などの身だしなみを整える。
- 活動中の事故防止、安全意識の高揚のためにも、生徒自らが健康観察、準備運動や施設・用具の点検など、安全確認をしてから活動を始める習慣を身に付ける。
- 部室や活動場所等は、常に整理整頓を心がけ、各校が定める「使用規定」に基づいて使用する。

イ 事故防止の徹底

(ア) 組織的な安全管理体制の構築

校長および顧問、部活動指導員および部活動技術指導者（以下、「顧問等」という。）は、本方針を理解するとともに、ルールづくりや情報共有など、部活動運営に関わる全ての者の協力体制の下、組織的に取り組む。

(イ) 生徒の健康状況などの把握等

校長および顧問等は、部員の心身の健康状況を観察し、健康管理に努める。

(ウ) 適切な環境整備による安全管理

校長および顧問等は、活動場所及び用具・器具の安全点検を実施する。(活動前、活動中、活動後)

(エ) 熱中症事故防止対策（暑さ指数（WBGT）に応じた適切な対応）

校長および顧問等は、部活動時における熱中症事故の防止等について、「横須賀市立学校熱中症予防ガイドライン（令和6年4月）」等を参考に、生徒の心身の安全確保を徹底する。

(オ) その他の自然災害等に対する事故防止対策

校長および顧問等は、落雷や竜巻、光化学スモッグ等の情報を的確にとらえ、安全に活動が行えるよう配慮する。

(ア) 組織的な安全管理体制の構築

- ① 安全対策マニュアルを整備し、使用施設、設備、用具等の安全点検を行う。
- ② 緊急時における心肺蘇生法やAED、エピペン等の救急対応を学ぶ研修を実施し、事故発生時の対応力を高めるとともに、安全管理体制を構築する。

(イ) 生徒の健康状況などの把握等

- ① 保護者、学級担任、養護教諭、生徒指導担当などとの情報交換、連携を密にする。
- ② 生徒はまだ自分の限界、心身の影響などについて十分な知識や技能をもっていないことを前提として、生徒の体力や能力に合った指導計画を立案し、無理のない活動となるように留意する。
- ③ 身体接触を伴う活動は、安全を確保する工夫や配慮を行う。

(ウ) 適切な環境整備による安全管理

- ① 校長および顧問等は、グラウンド、体育館、武道場、テニスコート、プール、各種教室等の活動場所及び用具・器具の安全点検を実施する。(活動前、活動中、活動後)

(エ) 熱中症事故防止対策（暑さ指数（WBGT）に応じた適切な対応）

- ① 熱中症事故防止の観点から、気温が高くなる時期の活動の際には、気象庁から発表される高温注意情報や神奈川県から発令される熱中症警戒アラート、活動場所の暑さ指数（WBGT）、生徒の個々の体調などから総合的に判断し、運動中止を含めた適切な措置を講ずる。
- ② 暑さ指数（WBGT）が31を超えた場合は、例外なく活動を中止する。
- ③ 活動開始時には、暑さ指数（WBGT）等を把握し、活動に適した状況であることを確認する。
- ④ 常に生徒の心身の健康状況を把握・確認しながら活動内容を決定する。
- ⑤ 具体的な対応については、横須賀市教育委員会策定の「横須賀市立学校熱中症予防ガイドライン（令和6年4月）」および、各関係団体作成資料等を参考にすること。

(オ) その他の自然災害等に対する事故防止対策

① 落雷事故防止対策

- 1) 屋外での活動においては、指導者は、落雷の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天候の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずる。
- 2) 雷鳴はかすかでも危険信号であり、雷鳴が聞こえるときは、落雷を受ける危険性があるため、すぐに安全な場所に避難する必要があることを理解し、あらかじめ避難場所について確認し、共通理解を図る。
- 3) 最後の雷から何もない状態が20～30分経過した後に、スポーツや運動を再開する。

② 竜巻や光化学スモッグ等の事故防止対策

- 1) 竜巻注意情報および光化学スモッグ予報・注意報等の発令時には、屋外での活動を中止し、屋内での安全な活動に切り替える。

エ 体罰・ハラスメントの根絶

校長および顧問等は、部活動における生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）およ

び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

横須賀市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等を踏まえ、必要な支援および是正指導を行う。

オ 科学的根拠に基づいた合理的な指導法の導入

(ア) 運動部

顧問等は、スポーツ医科学の見地からトレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながることを正しく理解する。また、生徒の体力の向上を図るとともに、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等、それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行う。

(イ) 文化部

顧問等は、適切な休養の必要性や、過度の練習が様々なリスクを高めることを正しく理解する。また、生徒が生涯を通じて文化芸術等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、それぞれの目標を達成できるよう分野の特性等を踏まえつつ、休養を適切にとり、短時間で効果が得られる指導を行う。

<留意事項>

- ① 各部ごとの目標（学校単位・地域単位）を達成できるよう、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ② それぞれの指導にあたっては、中央競技団体および関係団体等が作成する指導手引き等を活用する。
- ③ 専門的知見を有する保健体育科担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- ④ 生徒のスポーツ・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。

カ けがの予防

(ア) 身体的特性を知る

- ① 関節の異常（靭帯や関節包に異常）や、骨組みの異常（扁平足、O脚・X脚など軸のずれやねじれ）など、身体的特性を適切に把握する。

(イ) スポーツ外傷及び傷害に対する姿勢

- ① 顧問等は、生徒自身が成長期のスポーツ外傷や傷害について理解するとともに、自己保全の態度や能力を身に付けることができるよう指導する。

(ウ) 生徒のコンディショニング（体調管理）

- ① 生徒個々の発育過程や身体特性にあった練習内容を考える。
- ② 顧問等は、活動中に休憩時間を必ず定期的にとり、生徒の心身の健康状態を観察・管理する。
- ③ ウォーミングアップやクーリングダウンを必ず行う。

(3) 生涯スポーツ・文化芸術活動の視点に立った指導

効率的・効果的な活動に努め、生徒一人一人の長所を伸ばす前向きな指導を心掛け、モチベーションを高めることに重点を置く。

生徒が将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現する力を育成することに重点を置く。

大会の勝敗等、目の前の結果だけを追うのではなく、生徒が生涯にわたり運動やスポーツ・文化芸術活動に親しめるよう、楽しさや意義を伝える指導に重点を置く。

(4) 部活動の適切な運営に向けた体制整備

(ア) 部活動に関する指導方針の策定

顧問または部活動指導員は、校長の管理下において、部活動の適切な運営を推進するため、「横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針」に則り、各学校の教育目標等を踏まえ、学校組織全体で部活動指導の目標や運営方針を検討し、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

(イ) 指導・運営に係る体制の構築・整備

部活動は学校の教育活動の一環として行われるものであることから、各部活動の運営および指導は、校長の適切な管理・指導のもとで行う。

(ア) 部活動に関する指導方針の策定

- ① 顧問および部活動指導員は、適切な部活動を推進するため、それぞれの「学校の部活動に係る活動方針」に則り、年間の活動計画（活動日、休養日および参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画および活動実績（活動日時・場所、休養日および大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- ② 活動時間や活動場所、年間の経費等については、保護者・生徒に明示し理解を得る。その際、保護者説明会等の適切な機会を設けることが望ましい。
- ③ 校長は、活動方針および年間指導計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- ④ 校長は、休日の合同部活動（地区別）の活動実態の把握に努める。

(イ) 指導・運営に係る体制の構築・整備

- ① 横須賀市教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、校務分担の実態等を踏まえ、部活動技術指導者を派遣する。また、部活動指導員を任用し、学校に配置する。
- ② 校長は、生徒や教員の数、部活動技術指導者の派遣状況、部活動指導員の配置状況等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- ③ 校長は、部活動顧問の決定に当たって、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動技術指導者の派遣状況、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営および管理に係る体制の構築を図る。
- ④ 部活動顧問は、可能な限り、各部に複数名配置することが望まし

い。その際、部活動顧問間や部活動技術指導者等と役割を分担して、生徒の活動が充実するよう努める。

⑤ 日常の運営、指導に関しては、校長の指導・監督のもと、部活動顧問間で意見交換を行い、指導内容やその方法について研究するとともに、情報共有を図るよう努める。

⑥ 部活動顧問には、部の運営や活動に係る部員の生活指導、技術指導等、多岐にわたる役割があることを踏まえ、指導方針や部の目標を明確にし、その達成のために生徒を支援する。また合同部活動においては、顧問間で共通認識をもって指導にあたる。

⑦ 校長は、毎月の活動計画および活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動や文化的な活動を行うとともに、技術指導を行う部活動技術指導者を活用し、顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

(5) 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し

ア 大会等の開催に関する要請

横須賀市教育委員会は、学校の運動部・文化部が参加する様々な大会・試合・コンクール・地域行事等（以下「大会等」という。）の全体像を把握し、週休日等や長期休業期間中にこれらに参加することが生徒や顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請する。

イ 大会等への参加

各校の生徒数の実態に合わせて、運動部・文化部が参加する様々な大会・コンクールなどへの参加の仕方を柔軟に対応していく。部員数が少なく単独校での参加が困難な学校は、属する地区の範囲内で他校との合同参加を認める。なお、合同参加の可否は大会や種目ごとの規定等に則る。

ウ 参加する大会等の精査

校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないよう、参加する大会等を精査する。

(6) 地域との連携および地域への展開

ア 地域との連携等

横須賀市教育委員会および校長は、生徒のスポーツおよび文化芸術等の活動に親しむ機会の充実、および、家庭の経済状況を問わずスポーツや文化芸術等の活動に親しむ機会保障の観点から、スポーツ・文化芸術等の活動に係る持続可能な環境整備に努める。

さらには、学校や地域の実態に応じて、地域の人材との連携、社会体育施設や社会教育施設の活用、および、関係団体や民間事業者との連携等を図り、保護者の理解と協力のもと、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立つよう留意する。

イ 段階的な地域展開

地域との連携等を図っていく中で、条件が揃った種目から順次、休日の活動については、部活動から切り離し、地域クラブ活動に移行することとする。

ウ 子どもの発達段階を考慮した活動を目指して

- ① 学校教育の一環としての部活動においては、勝利のみに固執することなく、基礎・基本の定着を図るとともに、生涯にわたってスポーツや文化芸術等に親しむことができる生徒の育成を目指していることについて、地域スポーツクラブ指導者と共通認識を図ることが重要である。
- ② 生徒の学校生活の様子を把握し、発達段階を考慮した活動になるように、必要に応じて連絡協議会等を開催し、情報交換を行う。

<地域連携および地域展開の段階イメージ>

ア 平日

<p>【指導者】 教職員、部活動指導員、部活動技術指導者 等</p>
<p>【詳細】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校単位の部活動 ※複数校による合同部活動が可能な場合は、この限りではない。 ・ 活動日数：週3日以内 ・ 活動時間：2時間程度 ・ 朝練習なし

イ 休日

	段階1	段階2	段階3
運営形態	地区別：合同部活動		地域クラブ活動
運営主体	学校教育活動		社会教育活動
詳細	<p>【指導者】 教職員、部活動指導員、部活動技術指導者等</p>	<p>【指導者】 ・ 指導を希望する教職員（兼職兼業） ・ 部活動指導員、部活動技術指導者等</p>	<p>【指導者】 ・ 指導を希望する教員（兼職兼業） ・ 地域クラブ指導者</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動日数：1日程度 ・ 活動時間：3時間程度 ・ 祝日：休養日（原則） 		地域クラブ活動の規定に準ずる
大会参加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校単位 ・ 地区内<u>合同チーム*</u> または <u>サポートチーム*</u> 		
大会引率（監督）	教職員または主催者が認める者		
大会運営	教職員または主催者が認める者		検討中
報酬	特殊勤務業務手当	謝礼金	

※「合同チーム」や「サポートチーム」等の規定は、中学校体育連盟（運動部）や各種大会の規定に準じて対応すること。

＜参考１＞部活動を取り巻く現状と将来の見通し

（１）生徒数の減少

本市における少子化の進行状況から算出した推計によると、今後 10 年間で中学校生徒数が 30%減少し、現在の約 8,500 人から約 5,900 人まで減る試算となっており、約 2,600 人の減が見込まれている。

（２）部員数の推移

・横須賀市立中学校部活動 部員数の推移 単位：人

年度（令和）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
運動部	5,916	5,724	5,844	5,578	5,536	5,416
文化部	-	-	-	1,809	1,759	1,648
全体	-	-	-	7,387	7,295	7,064

運動部：横須賀市立中学校体育連盟「運動部活動入部状況調査」より算出

文化部：横須賀市教育委員会「文化部活動の実態調査」より算出

※令和元年度～令和3年度は未実施

・横須賀市立中学校部活動 令和6年度入部率 *括弧内は県平均

	運動部	文化部
男子	70.83% (65.58%)	13.55% (12.46%)
女子	55.90% (49.50%)	30.92% (33.48%)

令和6年度 神奈川県公立中学校「運動部活動調査」（神奈川県中学校体育連盟）より抜粋

令和6年度の本市立中学校生徒の部活動入部率は県内においても高い入部率であるが、仮に令和6年度の入部率を維持したとしても、今後10年間の部員数の減は運動部および文化部の全体で約2,200人の試算となる。

（３）部活動顧問の確保

長年にわたり、専門的技術や知識を有さない教員が各校で顧問を担っているとともに、部活動指導において過度な負担が生じている現状がある。さらには、各校の生徒数の減少に比例し、教員の配置数も減少していくため、部活動顧問の確保は、大きな課題となっている。

（４）将来の見通し

少子化の進行による部員数の減、部活動顧問の確保の課題により、現在の学校単位による部活動が今後は立ち行かなくなることが予想される。

<参考2>国・県の動向および本市における方針検討過程

○国・県の動向

年月日	経過
令和4年6月	運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（運動部活動の地域移行に関する検討会議）提出
令和4年8月	文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（文化部活動の地域移行に関する検討会議）提出
令和4年12月	学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁・文化庁）策定
令和5年3月	神奈川県为学校部活動に関する方針【改訂版】（神奈川県・神奈川県教育委員会）策定
令和5年10月	公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針・実践事例集（神奈川県・神奈川県教育委員会）策定
令和6年11月	上記実践事例集【令和5年度分】（神奈川県・神奈川県教育委員会）策定

○本市における方針検討過程

年月日	経過
令和4年	横須賀市教育委員会内設置の「部活動の在り方検討委員会（令和元年度設置）」における協議事項内容に「部活動の地域移行」を追加
令和4年10月13日	令和4年度 第1回部活動の在り方検討委員会 <主な協議内容> ・国の動向について（部活動の地域移行） ・令和4年度横須賀市中学校 部活動加入状況について（運動部、文化部） ・部活動地域移行化に向けた市中学校体育連盟各専門部の地域スポーツ団体等の受け皿調査について
令和5年2月13日	令和4年度 第2回部活動の在り方検討委員会 <主な協議内容> ・部活動地域移行化に向けた市中学校体育連盟各専門部の地域スポーツ団体等の受け皿調査結果について ・「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）スポーツ庁・文化庁」策定を受けての本市の今後の取組について
令和5年11月21日	令和5年度 第1回部活動の在り方検討委員会 <主な協議内容> ・公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針（令和5年10月）、実践事例集（令和5年10月）の共有について

	<ul style="list-style-type: none"> 部活動の地域移行に係る他市の取組事例について 【静岡県掛川市、千葉県柏市】 横須賀市の部活動方針の素案作成に向けて
令和6年2月1日	令和5年度 第2回部活動の在り方検討委員会 <主な協議内容> <ul style="list-style-type: none"> 他市の取組事例を受けての意見交換 本市の文化部活動の現状について 令和6年度学校部活動の地域移行にかかるモデル事業（運動部）の試行について
令和6年10月15日	令和6年度 第1回部活動の在り方検討委員会 <主な協議内容> <ul style="list-style-type: none"> 学校部活動の地域移行にかかるモデル事業（運動部）の進捗状況について 「今後の部活動の在り方に関するアンケート調査」の検討について 「横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針（平成31年）」の見直しについて 「部活動の在り方検討委員会 小部会」の発足について
令和6年11月	「部活動の在り方検討委員会 小部会（運動部、文化部）」発足
令和6年11月29日	第1回部活動の在り方検討委員会 小部会（運動部） <主な協議内容> <ul style="list-style-type: none"> 本市における今後の部活動の在り方（方向性）について 「横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針（平成31年）」の見直しについて
令和6年12月18日	第1回部活動の在り方検討委員会 小部会（文化部） <主な協議内容> <ul style="list-style-type: none"> 本市における今後の部活動の在り方（方向性）について 「横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針（平成31年）」の見直しについて
	第2回部活動の在り方検討委員会 小部会（運動部） <主な協議内容> <ul style="list-style-type: none"> 「横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針（平成31年）」の見直しについて
令和7年1月10日	第3回部活動の在り方検討委員会 小部会（運動部） <主な協議内容> <ul style="list-style-type: none"> 「横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針（平成31年）」の見直しについて

＜参考3＞令和6年度部活動の在り方検討委員会 構成員

委員長	平井 慶一郎（横須賀市立武山中学校 校長）
副委員長	三宅 豊（横須賀市立不入斗中学校 校長）
	高島 洋子（横須賀市立富士見小学校 校長）
	松永 純也（横須賀市立池上中学校 教頭）
	碓谷 直人（横須賀市立田浦中学校 総括教諭）
	荒井 峻（横須賀市立野比中学校 総括教諭）
	小林 恵（横須賀市立衣笠中学校 総括教諭）
	古矢 智子（横須賀市立北下浦中学校 総括教諭）
	直島 和也（横須賀市教育委員会教育政策課 主査指導主事）
	嘉山 巧（横須賀市教育委員会教職員課 指導主事）
	山本 真理子（横須賀市教育委員会教育指導課 指導主事）
小部会委員	坂田 俊之（横須賀市立神明中学校 総括教諭）
	藤井 亮平（横須賀市立長沢中学校 総括教諭）
	糠信 大二郎（横須賀市立武山中学校 教諭）
	飯島 祐樹（横須賀市立衣笠中学校 教諭）
	遠藤 澄子（横須賀市立久里浜中学校 総括教諭）
	山ヶ城 知恵（横須賀市立野比中学校 総括教諭）
	櫻井 あゆみ（横須賀市立馬堀中学校 教諭）
	沼田 尚之（横須賀市立常葉中学校 教諭）
協力者	横須賀市文化スポーツ観光部スポーツ振興課 横須賀市文化スポーツ観光部文化振興課
事務局	小田 耕生（横須賀市教育委員会保健体育課 課長）
	福地 真一（横須賀市教育委員会保健体育課 指導主事）
	津田 尊夫（横須賀市教育委員会保健体育課 学校体育係長）

<資料>

文部科学省・スポーツ庁・文化庁

- ・「中学校学習指導要領」文部科学省（平成29年3月）
- ・「中学校学習指導要領解説保健体育編」文部科学省（平成29年7月）
- ・「高等学校学習指導要領」文部科学省（平成30年3月）
- ・「高等学校学習指導要領解説保健体育編・体育編」文部科学省（平成30年7月）
- ・「学校の危機管理マニュアル作成の手引」文部科学省（平成30年2月）
- ・「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」文部科学省（平成31年3月）
- ・「運動部活動での指導のガイドライン」文部科学省（平成25年5月）
- ・「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」文部科学省・スポーツ庁・文化庁（令和2年9月）
- ・「『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（通知）」文部科学省（令和3年2月）
- ・「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」運動部活動の地域移行に関する検討会議（令和4年6月）
- ・「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」文化部活動の地域移行に関する検討会議（令和4年8月）
- ・「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」スポーツ庁・文化庁（令和4年12月）
- ・「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」文部科学省・スポーツ庁・文化庁（令和5年1月）

神奈川県教育委員会・神奈川県

- ・「部活動における事故防止のガイドライン」神奈川県教育委員会・神奈川県高等学校体育連盟・神奈川県高等学校野球連盟（平成21年8月）
- ・「部活動指導ハンドブック」神奈川県教育委員会（令和2年5月改訂）
- ・「部活動指導ハンドブック～部活動インストラクター編～」神奈川県教育委員会（令和2年5月改訂）
- ・「神奈川県の学校部活動に関する方針【改定版】」神奈川県・神奈川県教育委員会（令和5年3月）
- ・「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針」神奈川県・神奈川県教育委員会（令和5年10月）
- ・「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針 実践事例集」神奈川県・神奈川県教育委員会（令和5年10月）
- ・「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針 実践事例集」神奈川県・神奈川県教育委員会（令和6年11月）
- ・「神奈川県立学校熱中症予防ガイドライン【令和6年改訂版】」神奈川県教育委員会（令和6年）

横須賀市教育委員会

- ・学校における体育活動中の事故防止（留意事項）
- ・「横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針～部活動を持続可能なものとするために～」(平成31年2月)
- ・横須賀市立学校熱中症予防ガイドライン（令和6年4月）
- ・横須賀市における今後の学校部活動の在り方について【詳細】（令和6年）

独立行政法人日本スポーツ振興センター

- ・「スポーツ事故防止ハンドブック」独立行政法人日本スポーツ振興センター（令和2年12月）
- ・「熱中症を予防しよう～知って防ごう熱中症～」独立行政法人日本スポーツ振興センター（平成30年11月）

公益財団法人日本スポーツ協会

- ・「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」公益財団法人日本スポーツ協会（令和元年5月）
- ・「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」公益財団法人日本スポーツ協会（令和4年4月）

その他

- ・「熱中症環境保健マニュアル2022」環境省
- ・「暑さ指数（WBGT）の算出方法」環境省
- ・「屋外日向の暑さ指数計の使い方」環境省
- ・「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう」気象庁
- ・「熱中症診療ガイドライン2024」日本救急医学会

(事 務 局)

住所 〒238-8550 横須賀市小川町11

横須賀市教育委員会事務局

学校教育部 保健体育課 (TEL 046-822-8492)

教育指導課 (TEL 046-822-8479)

教育委員会事務局共通 (FAX 046-822-6849)

別紙1

横須賀市における 今後の学校部活動の在り方について



横須賀市教育委員会事務局
学校教育部保健体育課・教育指導課

内容

- 1、学校部活動の意義・位置付け
- 2、部活動改革のこれまでの経緯・取組について
- 3、現在の学校部活動が抱える喫緊の課題
- 4、本市における学校部活動の今後の方向性（予定）
- 5、活動移行イメージ【フェーズ1～3】
- 6、平日の活動・休日の活動【フェーズ1～3】
- 7、今後のスケジュール

1、学校部活動の意義・位置付け

はじめに・・・

学校部活動は、**学校教育の一環**として、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担うとともに、生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義がとても大きい活動である。

1、学校部活動の意義・位置付け

学習指導要領での位置付け

中学校学習指導要領（平成29年3月）第1章総則第5の1 ウ

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

1、学校部活動の意義・位置付け

学習指導要領での位置付け

中学校学習指導要領解説総則編（平成29年7月）第5節 学校運営上の留意事項

・教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連（第1章第5の1のウ）

（中略）

特に、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことも指摘されている。

2、部活動改革のこれまでの経緯・取組について

- ・平成30年3月 スポーツ庁

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」

- ・平成30年4月 神奈川県教育委員会

「神奈川県の部活動の在り方に関する方針」

- ・平成30年12月 文化庁

「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」



- ・平成31年2月 横須賀市教育委員会

「横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針」

- ・適切な運営のための体制整備 ・合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
- ・適切な休養日等の設定 ・生徒のニーズを踏まえた環境の整備 ・学校単位で参加する大会等の見直し

2、部活動改革のこれまでの経緯・取組について

・令和4年6月 運動部活動動の地域移行に関する検討会議
「運動部活動動の地域移行に関する検討会議提言」

・令和4年8月 文化部活動動の地域移行に関する検討会議
「文化部活動動の地域移行に関する検討会議提言」

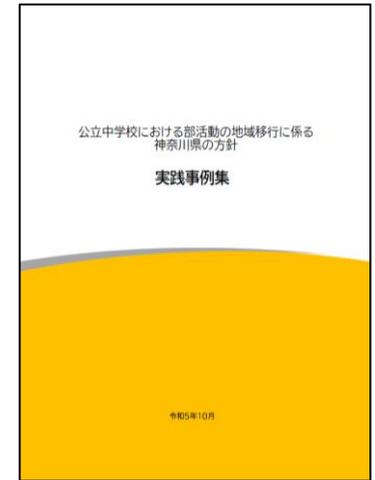
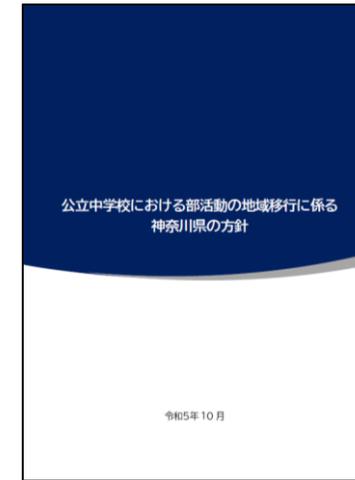


・令和4年12月 スポーツ庁・文化庁
「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の
在り方等に関する総合的なガイドライン」

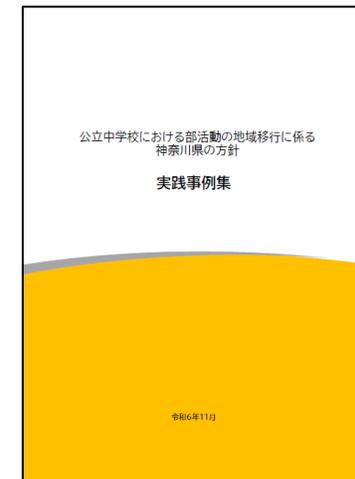


2、部活動改革のこれまでの経緯・取組について

- ・令和5年10月 神奈川県・神奈川県教育委員会
「公立中学校における部活動の地域移行に係る
神奈川県の方針、実践事例集」



- ・令和6年11月 神奈川県・神奈川県教育委員会
「 // 実践事例集」



2、部活動改革のこれまでの経緯・取組について

・令和7年3月 横須賀市教育委員会

「横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針」策定

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 本方針策定および改定の趣旨等2 学校における部活動改革の必要性について<ol style="list-style-type: none">(1) 部活動の意義(2) 部活動の課題(3) 部活動指導の方向性3 部活動改革の理念4 基本目標5 部活動を取り巻く現状と将来の見通し<ol style="list-style-type: none">(1) 生徒数の減少(2) 部員数の推移(3) 部活動顧問の確保(4) 将来の見通し | <ol style="list-style-type: none">6 本市が設置する学校に係る部活動の方針<ol style="list-style-type: none">(1) 部活動の実施方法(平日・休日・長期休業中)(2) 安心・安全な部活動の運営(3) 生涯スポーツ・文化芸術活動の視点に立った指導(4) 部活動の適切な運営に向けた体制整備(5) 学校単位で参加する大会・コンクールの見直し(6) 地域との連携および地域への展開 |
|--|---|

<参考資料>

3、現在の学校部活動が抱える喫緊の課題

課題I

少子化の加速



学校単独でチームが組めない(特に集団種目)など、今後は一層「学校単位」での部活動運営が困難になってくる。

3、現在の学校部活動が抱える喫緊の課題

その一方で、学校部活動への入部率は非常に高い

横須賀市 学校部活動入部率（令和6年度）

	運動部	文化部
男子入部率	70.83% (県全体平均 65.58%) <u>※県内地区別で最多</u>	13.55% (県全体平均 12.46%)
女子入部率	55.90% (県全体平均 49.50%) <u>※県内地区別で最多</u>	30.92% (県全体平均 33.48%)

令和6年度 神奈川県公立中学校「運動部活動調査」(神奈川県中学校体育連盟)より抜粋

→子どもは「学校部活動」に期待をしている。

3、現在の学校部活動が抱える喫緊の課題

課題2 約65%の教師が「部活動指導」に負担を感じている

Q、あなたは部活動を指導することに負担を感じていますか。

選択肢	回答割合(人数)
負担を感じる	36.0%(157名)
どちらかといえば負担を感じる	29.8%(130名)
どちらともいえない	14.9%(65名)
どちらかといえば負担を感じない	8.7%(38名)
負担を感じない	10.6%(46名)

n=436

Q、部活動を指導することに負担を感じているポイントや理由として、あてはまるのは次のうちどれですか。(複数回答可)

選択肢	回答割合(人数)
休日の部活動指導	70.5%(241名)
平日の部活動指導	48.2%(165名)
顧問をする部活動種目の専門性がないこと	43.3%(148名)
対外試合や発表会等が多いこと	36.5%(125名)
全員顧問制であること	34.5%(118名)
その他	14.9%(51名)

n=342

令和5年度実施「教職員の働き方改革等に関するアンケート調査結果(教育政策課)」より一部抜粋

4、本市における学校部活動の今後の方向性（予定）

子ども・保護者

- ・学校部活動に期待
- ・少子化の加速により、やりたい種目等が年々削減
- ・現在の「学校部活動」から、かけ離れ過ぎない活動の検討が必要

活動機会の保障

教師

- ・「学校部活動」は教育課程外の活動
- ・本来業務（教科指導等）に支障
- ・専門的指導の限界
- ・「学校単位」の部活動運営が困難

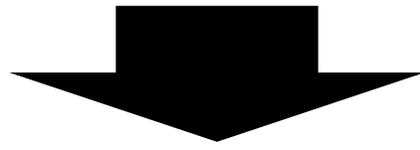
負担軽減

両者の視点に立った方策が必要

4、本市における学校部活動の今後の方向性（予定）

横須賀市が掲げる理念

- ・少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指す。
- ・休日の部活動指導等に必ずしも教員が従事しないことが可能となる体制づくりを目指す。



横須賀の子どもたちにとって、魅力あるスポーツ・文化芸術活動の機会を確保することとともに、教員の部活動指導に係る負担を軽減し、教育の質の向上を図る。

4、本市における学校部活動の今後の方向性（予定）

今後の方向性【原則】

※具体の在り方については、種目に応じて個別に検討

「学校部活動」は存続

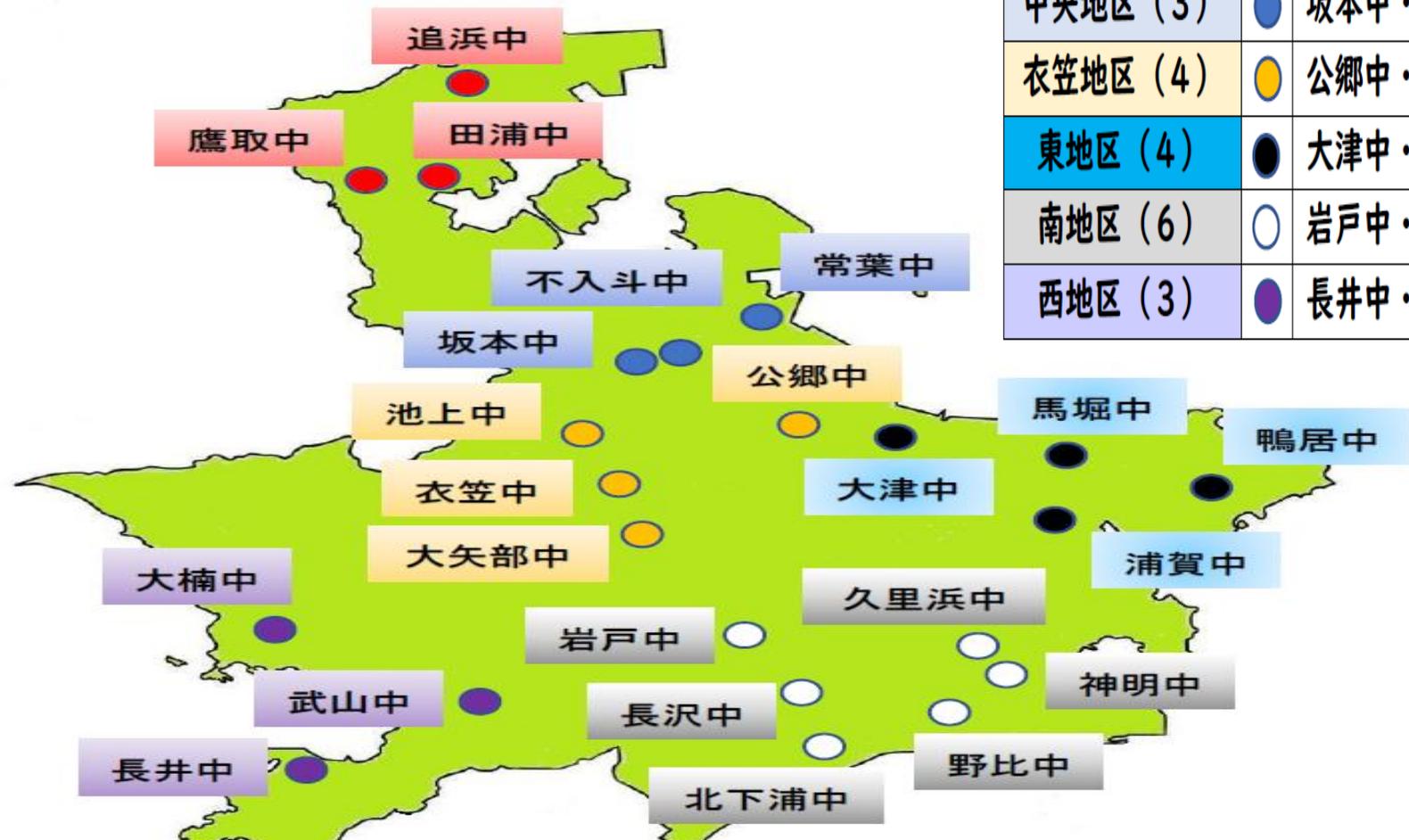
平日：学校単独での学校部活動

休日：地区別での合同部活動

※活動形態を段階的に移行

4、本市における学校部活動の今後の方向性（予定）

市内を6地区に編成【原則】



北地区 (3)	●	追浜中・鷹取中・田浦中
中央地区 (3)	●	坂本中・不入斗中・常葉中
衣笠地区 (4)	●	公郷中・池上中・衣笠中・大矢部中
東地区 (4)	●	大津中・馬堀中・浦賀中・鴨居中
南地区 (6)	○	岩戸中・久里浜中・神明中・野比中・北下浦中・長沢中
西地区 (3)	●	長井中・武山中・大楠中

→種目によっては、地区割の再検討が必要

5、活動移行イメージ【フェーズ1～3】

フェーズ1

平日 A	休日 B-①
学校部活動 ※各学校(単独活動)	合同部活動【地区別】 ※指導者:教職員 (学校教育活動)

フェーズ2



平日 A	休日 B-②
学校部活動 ※各学校(単独活動)	合同部活動【地区別】 ※指導者:地域指導者 (学校教育活動) <u>教職員は兼職兼業扱い</u>

フェーズ3



平日 A	休日 C
学校部活動 ※各学校(単独活動)	地域クラブ活動【地区別】 ※指導者:地域指導者 (社会教育活動) <u>教職員は兼職兼業扱い</u>

5、活動移行イメージ【フェーズ1～3】

フェーズ1

平日 A	休日 B-①
学校部活動 ※各学校	合同部活動【地区別】 (学校教育活動)

指導者: 教職員

当面、目指すべき姿は「フェーズ2」

フェーズ2

平日 A	休日 B-②
学校部活動 ※各学校(単独活動)	合同部活動【地区別】 (学校教育活動)

※指導者: 地域指導者
教職員は兼職兼業扱い

横須賀の子どもたちにとって、魅力あるスポーツ・文化芸術活動の機会を確保することとともに、教員の部活動指導に係る負担を軽減し、教育の質の向上を図る。

5、活動移行イメージ【フェーズ1～3】

フェーズ1

平日 A	休日 B-①
学校部活動 ※各学校(単独活動)	合同部活動【地区別】 ※指導者:教職員 (学校教育活動)

フェーズ2

平日 A	休日 B-②
学校部活動 ※各学校(単独活動)	合同部活動【地区別】 ※指導者:教職員 (学校教育活動)

地域指導者
教職員は兼職兼業扱い

フェーズ3

平日 A	休日 C
学校部活動 ※各学校(単独活動)	地域クラブ活動【地区別】 ※指導者:地域指導者 (社会教育活動)

教職員は兼職兼業扱い

そのため前段階が「フェーズ1」

5、活動移行イメージ【フェーズ1～3】

フェーズ1

平日 A	休日 B-①
学校部活動 ※各学校(単独活動)	合同部活動【地区別】 ※指導者:教職員 (学校教育活動)

フェーズ2

平日 A	休日 B-②
学校部活動 ※各学校	合同部活動【地区別】 ※指導者:教職員 (学校教育活動)

種目によっては「フェーズ3」への移行も

フェーズ3

平日 A	休日 C
学校部活動 ※各学校(単独活動)	地域クラブ活動【地区別】 ※指導者:地域指導者 (社会教育活動) <u>教職員は兼職兼業扱い</u>

6、平日の活動

A 学校部活動※各学校（単独活動）



指導者：教職員

自身の所属校で活動

- ・活動日数：週3日程度
- ・活動時間：2時間程度
- ・朝練習廃止

6、休日の活動【フェーズI（学校教育活動）】

B-①

合同部活動【地区別】



指導者：教職員

※各校の教職員が拠点校に集結し、合同で指導

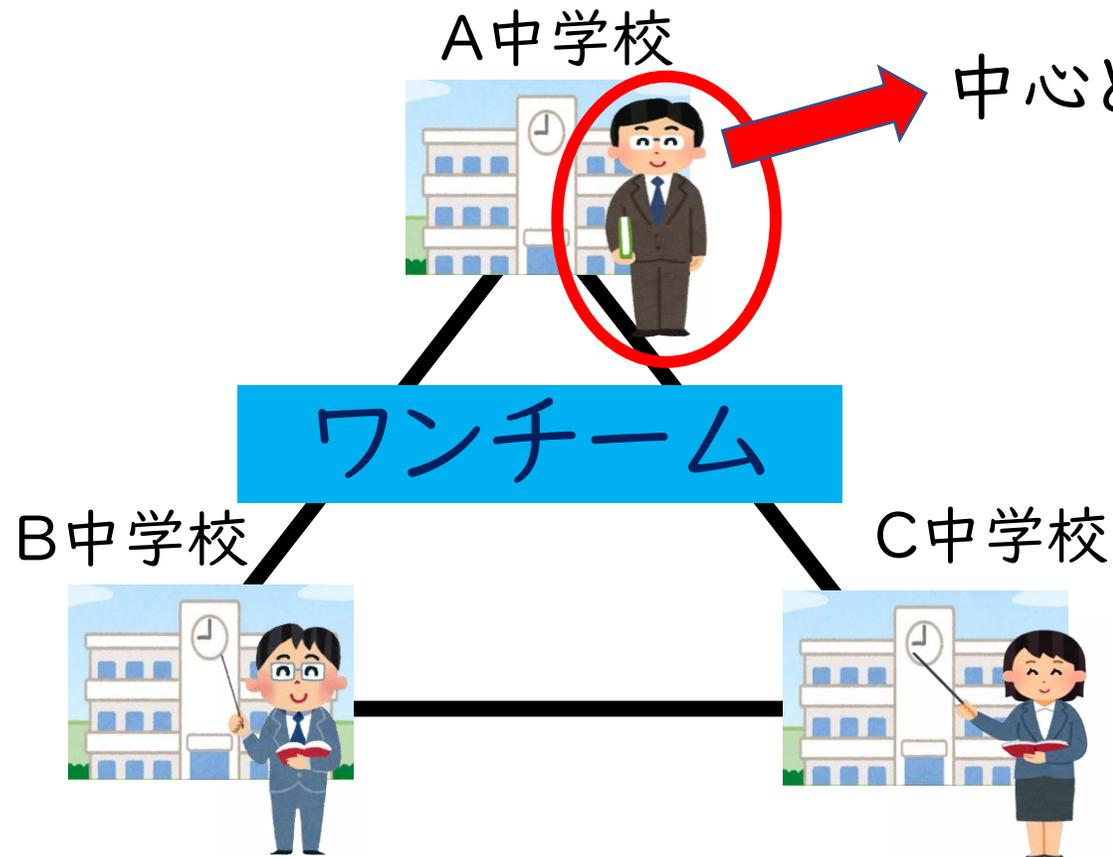


同じ地区の生徒が合同で活動

生徒	指導者
【参加者】 関係校（地域）の生徒	【指導者】 関係校の教職員
【活動場所】 拠点校の施設	【報酬】 特殊勤務業務手当の申請
【費用】 用具、交通費等の実費	【補償】 公務災害適用
【補償】 日本スポーツ振興センター災害共済給付	

6、休日の活動【フェーズ1（学校教育活動）】

同地区・同種目の顧問の先生方による**連携した指導**



互いが連携し合い・・・

- ・練習指導計画の立案・調整
- ・会場調整
- ・分担した指導 etc

学校の枠を越え、**地区で効果的・効率的**な指導を!

6、休日の活動【フェーズ1（学校教育活動）】

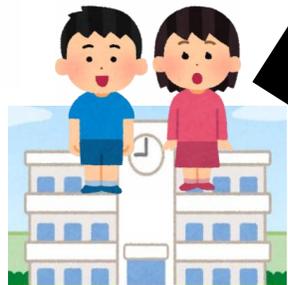
これらの指導が可能に・・・

地区内の活動=学校管理下(引率不要)

A中学校(活動拠点)



教師も生徒も現地集合・現地解散



B中学校



C中学校

地区内で顧問参加体制を調整

A中学校(活動拠点)



参加

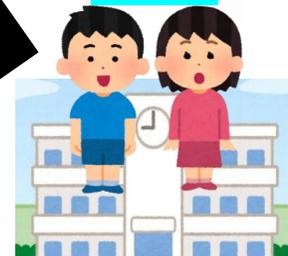
参加

参加

参加



B中学校



C中学校

6、休日の活動【フェーズ2（学校教育活動）】

B-②

合同部活動【地区別】



※教職員の立場での指導は不可

指導者：地域の指導者

※教職員は兼職兼業扱い



同じ地区の生徒が合同で活動

生徒	指導者
<p>【参加者】 関係校（地域）の生徒</p> <p>【活動場所】 拠点校の施設</p> <p>【費用】 用具、交通費等の実費</p> <p>【補償】 日本スポーツ振興センター災害共済給付</p>	<p>【身分】 地域団体等指導者の身分</p> <p>【報酬】 謝礼対応</p> <p>【補償】 各種保険等への加入が必要</p>

6、休日の活動【フェーズ2（学校教育活動）】

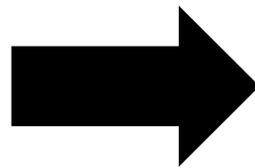
生徒



「フェーズ1」と同様の活動

※「学校部活動」として参加

指導者



教職員の立場ではなく

地域の指導者として指導

指導を望まない教職員は休日の指導に携わらない

6、休日の活動【フェーズ2（学校教育活動）】

「フェーズ1」から「フェーズ2」に移行するには・・・

- ・**管理運営団体**の構築
 - 責任の所在を明確化
 - 指導者登録・管理、研修、保険加入、謝礼対応、学校開放調整 etc
- ・教職員に代わる相当数の「**指導者**」の確保
- ・公式な**連絡ツール**の導入（指導者、参加生徒【保護者】が登録）

これらの整備が必要！

6、休日の活動【フェーズ3（※社会教育活動）】

※「学校教育活動」から「社会教育活動」へ完全移行

C 地域クラブ活動【地区別】



※教職員の立場での指導は不可

指導者：地域の指導者

※教職員は兼職兼業扱い



同じ地区の生徒が合同で活動

生徒	指導者
<p>【参加者】 関係地域の生徒</p> <p>【活動場所】 拠点校等の施設活用（学校施設開放）</p> <p>【費用】 会費、講師謝礼、用具、交通費等の実費</p> <p>【補償】 各種保険等への加入が必要</p>	<p>【身分】 地域団体等指導者の身分</p> <p>【報酬】 謝礼対応</p> <p>【補償】 各種保険等への加入が必要</p>

6、休日の活動【フェーズ3（※社会教育活動）】

「フェーズ3」は**社会教育活動**

※学校教育活動外の位置付けになる

生徒	指導者
【参加者】 関係地域の生徒	【身分】 地域団体等指導者の身分
【活動場所】 拠点校等の施設活用（学校施設開放）	【報酬】 謝礼対応
【費用】 会費、講師謝礼、用具、交通費等の実費	【補償】 各種保険等への加入が必要
【補償】 各種保険等への加入が必要	

受益者負担が発生 = 「習い事」としての活動へ

7、今後のスケジュール

令和6年度

2~3月

告知期間

- ・校長会での説明
 - ・部活種目ごとに個別説明
 - ・教職員への周知
 - ・児童生徒・保護者への周知
 - ・報道発表
- 等

令和7年度

前期

移行期間

- ・協議・打合せ(種目別・地区別)
 - ・「フェーズ1」の試行
- 等

後期

実行期間

「フェーズ1」の実施

諸々の整備が整い次第、
種目別(地区別)に「フェーズ2」へ移行

横須賀市立中学校における

休日の部活動改革を 進めていきます

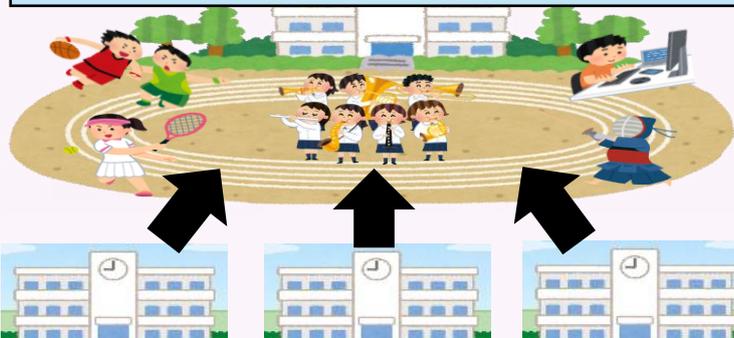
「何」が「どのように」変わるの？

休日の活動



従来の「学校」単位の活動から・・・

同じ地区の生徒が合同で活動



地区別の「合同部活動」へ

どのようなメリットがあるの？

- ◆ 新たな仲間との交流の機会が増え、友人関係が広がります
- ◆ 複数の指導者から、ニーズに応じた指導を受けることができます
- ◆ 活動場所や内容の選択肢が広がります

< 問い合わせ先 > 横須賀市教育委員会

保健体育課 (運動部活動関係)

電話：046-822-8494

教育指導課 (文化部活動関係)

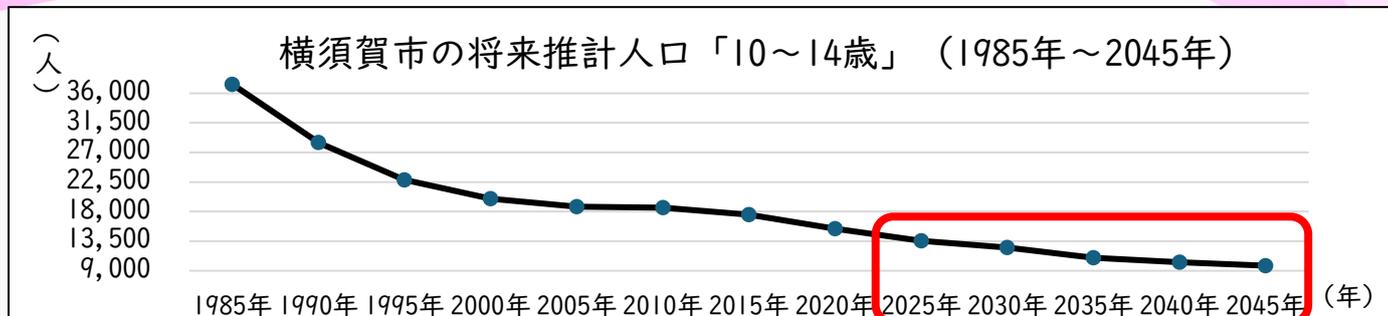
電話：046-822-8479

背景

少子化の加速

- ・今後、20年間で約28%（約3,800人）減の予想

※学校単独での活動が一層厳しくなっていきます。

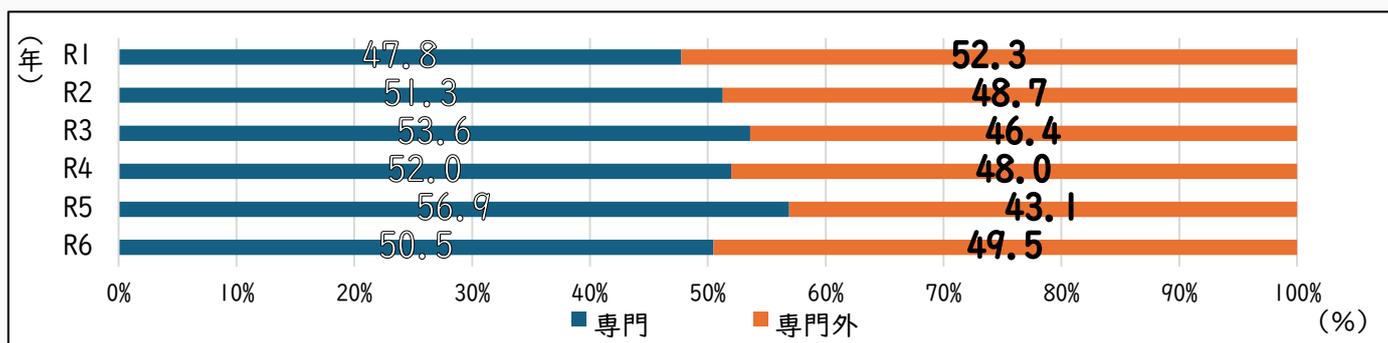


「横須賀市の将来推計人口（年代別）」国立社会保障・人口問題研究所

顧問の専門的指導の限界

- ・顧問の約50%が専門外

※外部の人材活用（部活動指導員等）に加え、学校の枠を超えた連携が必要です。



横須賀市中学校体育連盟「部活動入部状況調査」

Q&A

Q 平日の活動は、どのような形になるのでしょうか？

→A 平日はこれまで通り、「学校」単位での活動となります。



Q 大会やコンクールには、地区別のチームで参加するのでしょうか？

→A 原則、これまで通り「学校」単位で参加します。しかし、学校単位での出場が難しい場合（特に集団種目等）は、地区で連携しながら参加できるようにしていきます。

Q いつ頃から休日における地区別の「合同部活動」が始まるのでしょうか？

→A 令和7年度の後期（10月）頃を目安に、それぞれの地区・種目ごとに取り組み始めることを想定しています。

その他の資料については本市HPをご参照ください。

掲載資料

- ・「横須賀市が設置する部活動の方針（令和7年3月）」
- ・別紙「横須賀市における今後の学校部活動の在り方について」



本市HPへのアクセスはこちらから